



業 務 概 要

令和7年度版

(令和6年度実績)

香川県子ども女性相談センター

香川県西部子ども相談センター

はじめに

香川県子ども女性相談センターの業務につきましては、日頃より関係機関・関係団体の皆様をはじめ、多くの方々から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度は、児童相談部門・女性相談部門ともに、法律改正等に伴う新たな取り組みを開始・継続する重要な転換期となります。

まず、児童相談部門におきましては、本年6月1日より一時保護開始時における司法審査制度が導入されました。これにより、児童相談所は、一時保護の必要性について親権者等へ理由や目的、今後の見通しを十分に説明するとともに、同意が得られない場合には裁判官への審査請求を的確に実施する体制整備が求められています。

また、支援体制の質的向上と機能強化へ向けて、昨年度の西部子ども相談センターに続き、今年度（令和7年度）は、子ども女性相談センターの児童相談部門における第三者評価を受審する予定です。

加えて、今年度から5年間を計画期間とする「第二期香川県社会的養育推進計画」に基づき、家庭養育優先の理念のもと、代替養育が必要な子どもたちへの里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発や里親支援の拡充に引き続き取り組んでまいります。

さらに、組織体制の強化として、子ども女性相談センターに「一時保護課」を、西部子ども相談センターに「相談支援課」と「判定課」を設置し、専任の課長を配置することで、児童家庭相談への対応力と各業務の専門性を高めてまいります。

次に、女性相談部門におきましては、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行2年目を迎え、引き続き包括的かつ計画的な支援体制の構築が求められています。今年度は、新たに女性支援調整会議「実務者会議」を立ち上げ、配偶者等からの暴力被害者を含む困難を抱える女性への支援について、警察・医療機関・福祉事務所・民間団体等の関係機関との連携のもと、一層強化を図り進めています。

このように、当センターは児童相談部門・女性相談部門ともに制度上の大きな転換期を迎えています。私たちは、これらの変化を契機として、子どもや女性等の支援が必要な方々の視点に立ち、当事者やそのご家族、関係機関の皆様とともに「最善の利益」を追求し、専門機関として質の高い相談援助活動を目指してまいります。

本業務概要は、令和6年度の相談活動等の状況を取りまとめたものです。子どもや女性の福祉に関わる皆様にご報告するとともに、ご活用いただき、今後の連携の一助となれば幸いです。

令和7年11月

香川県子ども女性相談センター所長	水永 淳
香川県西部子ども相談センター所長	岸本 智成

目 次

第1 子ども女性相談センターの概要

1 沿革.....	1
2 所管区域図.....	4
3 組織及び職員配置状況.....	5
(1) 組織.....	5
(2) 職員配置状況.....	6

第2 児童相談の概要・業務実績

1 児童相談の業務.....	7
(1) 業務内容.....	7
(2) 相談内容.....	8
(3) 業務系統図.....	9
(4) 関係機関との連携.....	10
2 相談受付の現況.....	11
(1) 相談件数の状況.....	11
(2) 相談種類別の状況.....	12
(3) 相談経路の状況.....	13
(4) 地域別相談受付状況.....	14
(5) 年齢別相談受付状況.....	17
(6) 巡回相談の受付状況.....	19
(7) メール相談の状況.....	19
3 調査・診断・指導等の現況.....	20
(1) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況.....	20
(2) 措置停止・措置中等の調査・診断・指導の状況.....	21
4 判定の現況.....	22
(1) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査及び事後指導実施状況.....	23
(2) 嘱託医による医学的診断指導実施状況.....	24
(3) 心理療法事例検討委員会.....	24
(4) 児童福祉施設心理士との情報交換会.....	24

5	対応の現況.....	25
(1)	過去5年間の対応状況.....	25
(2)	相談種類別対応状況.....	26
(3)	児童福祉施設への入所措置及び医療機関委託の状況.....	28
(4)	養護相談の発生要因と対応状況.....	29
(5)	児童虐待相談の状況.....	30
6	一時保護施設の現況.....	35
(1)	一時保護児童の推移.....	35
(2)	一時保護施設実施状況.....	36
7	閉庁時の電話対応及び処理状況.....	39
8	里親・里子の現況.....	40
(1)	里親登録の状況.....	40
(2)	里親委託の状況.....	40
(3)	週末ファミリー事業.....	41
(4)	里親制度普及促進事業.....	41
(5)	里親委託推進・支援等事業.....	42
(6)	香川県里親会事務局業務.....	43
9	特別事業の現況.....	44
(1)	ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業.....	44
(2)	児童虐待防止相談機能強化事業.....	44
10	家庭支援相談事業等の現況.....	46
(1)	家庭支援電話相談（子どもと家庭の電話相談）事業.....	46
(2)	嘱託弁護士相談.....	47
(3)	児童家庭専門家相談.....	47
(4)	児童養護施設等援助困難事例検討会.....	47
11	児童虐待問題対策.....	48
(1)	市町要保護児童対策地域協議会.....	48
(2)	児童虐待対応力強化研修.....	48
(3)	保護者カウンセリング事業.....	48
(4)	保護者等指導・支援事業.....	48
12	香川県児童福祉審議会児童相談部会の開催.....	49
13	関係機関との連携.....	49
(1)	警察と児童相談所の情報交換会.....	49
(2)	教育委員会と児童相談所の情報交換会.....	50
(3)	児童虐待事件等に関する司法機関との連携.....	50
(4)	見学研修の受入.....	51

14	職員研修の状況.....	51
15	地域連携支援の現況.....	52
	(1) 事案送致・指導措置委託の状況.....	52
	(2) 義務研修の実施状況.....	53
	(3) 地域連携支援室主催の研修の実施状況.....	53
	(4) 研修会講師助言者派遣状況.....	53
	(5) アウトリーチ型市町支援状況.....	54
	(6) 施設連絡会開催の状況.....	55
	(7) 実習生の受入れ状況.....	56
	(8) 児童福祉施設等指導監査補助の状況.....	56

第3 女性相談の概要・業務実績

1	業務の内容.....	59
	(1) 相談.....	59
	(2) 一時保護.....	59
	(3) 医学的又は心理学的援助.....	59
	(4) 女性自立支援施設「玉藻寮」.....	59
	(5) 自立支援及び関係機関との連絡調整.....	59
	(6) アフターケア.....	59
	(7) 啓発活動.....	59
	(8) 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能.....	59
2	女性相談支援員等の配置状況.....	60
3	女性支援事業の経路.....	61
4	相談事業の現況.....	62
	(1) 受付状況.....	62
	(2) 対応状況.....	64
	(3) 外国人からの相談受付件数.....	64
	(4) 「女性のための法律相談」実施状況.....	65
	(5) 研修会実施状況.....	66
	(6) 普及啓発活動.....	67
5	女性支援事業の現況.....	68
	(1) 入所者相談数.....	68
	(2) 一時保護の状況.....	68
	(3) 女性自立支援施設「玉藻寮」の状況.....	70

(4) 入所利用者への心理学的援助実施状況	72
(5) 入所利用者に対する健康教育	72
6 配偶者からの暴力相談受付件数の状況	73
(1) 受付状況	73
(2) 保護命令	74
(3) 配偶者からの暴力による被害者の保護状況	74
7 女性保護事業後援団体	77
(1) 活動状況	77

※各統計データについては、四捨五入の関係上、内訳の合計が全体（100％）と一致しない場合があります。

香川県子ども女性相談センター

第1 子ども女性相談センターの概要

1 沿革

(1) 児童相談部門

年月日	経 過
昭和 22. 12. 12	児童福祉法（法律第 164 号）公布。
23. 4. 1	香川県児童相談所設置条例（条例第 26 号） 香川県中央児童相談所の仮事務所を高松市西の丸町の県公会堂に開設（C 級）。 児童一時保護所を讃岐学園内に設置。地方児童相談所を丸亀市南条町鶏鳴学館内に開設（D 級）。
23. 12. 10	中央児童相談所を県立高松高等学校に移転、分所を小豆地方事務所内に一時的に設置。
24. 8. 20	新庁舎完成により高松市中野町 233 番地に、児童一時保護所を移転。
24. 8. 22	上記庁舎に中央児童相談所を移転。
26. 5. 10	地方児童相談所を丸亀市一番丁（旧練兵場跡）の新庁舎に移転。 地方児童相談所に一時保護所を増築し開設。
27. 4. 1	香川県児童相談所設置条例の改正により、中央児童相談所を香川県児童相談所とし、地方児童相談所を廃し、丸亀支所とする。
27. 5. 30	丸亀支所の一時保護所を閉鎖。
28. 10. 1	丸亀支所を新築し、丸亀市大手町に移転。
33. 11. 1	児童相談所を新築するため、高松市六番丁 1-20 の仮事務所に移転。 なお、一時保護所は斯道学園女子寮に仮住。
34. 4. 21	丸亀支所を丸亀市公民館内に移転。
35. 7. 10	高松市西浜新町 373-1 に新庁舎、一時保護所完工（現在地、現旧館鉄筋コンクリート 2 階建 396.69 m ² 、一時保護所、鉄筋ブロック平屋建 230.61 m ² ）。
35. 10. 1	B 級児童相談所として新発足、同時に丸亀支所を廃止、3 課 1 室となる（総務課、相談調査課、判定指導課、福祉司室）。
39. 4. 1	精神薄弱者更生相談所が設置され、職員は児童相談所と兼務となる。
40. 4. 1	児童相談所は 4 課制となる（総務課、相談課、判定課、一時保護課）。
46. 3. 31	新庁舎完工（鉄筋コンクリート 2 階建 496.8 m ² ）。
48. 7. 1	在宅重症心身障害児（者）訪問療育指導開始。
48. 11. 30	新庁舎 3 階部分増築（256.8 m ² ）。
49. 4. 1	療育手帳制度発足、判定交付事務開始。
49. 7. 1	親子教室（障害幼児集団療育指導）開設。
51. 6. 1	課長を補佐級とし、一時保護課を廃し総務課に含め 3 課制となる。
平成 元. 10. 15	家庭支援相談等事業（子ども・家庭 110 番）開始。
3. 4. 1	ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業開始。
5. 4. 1	次長（民生部主幹）配置、精神薄弱者更生相談所次長兼執となる。
8. 4. 1	児童虐待ケースマネジメントモデル事業開始。

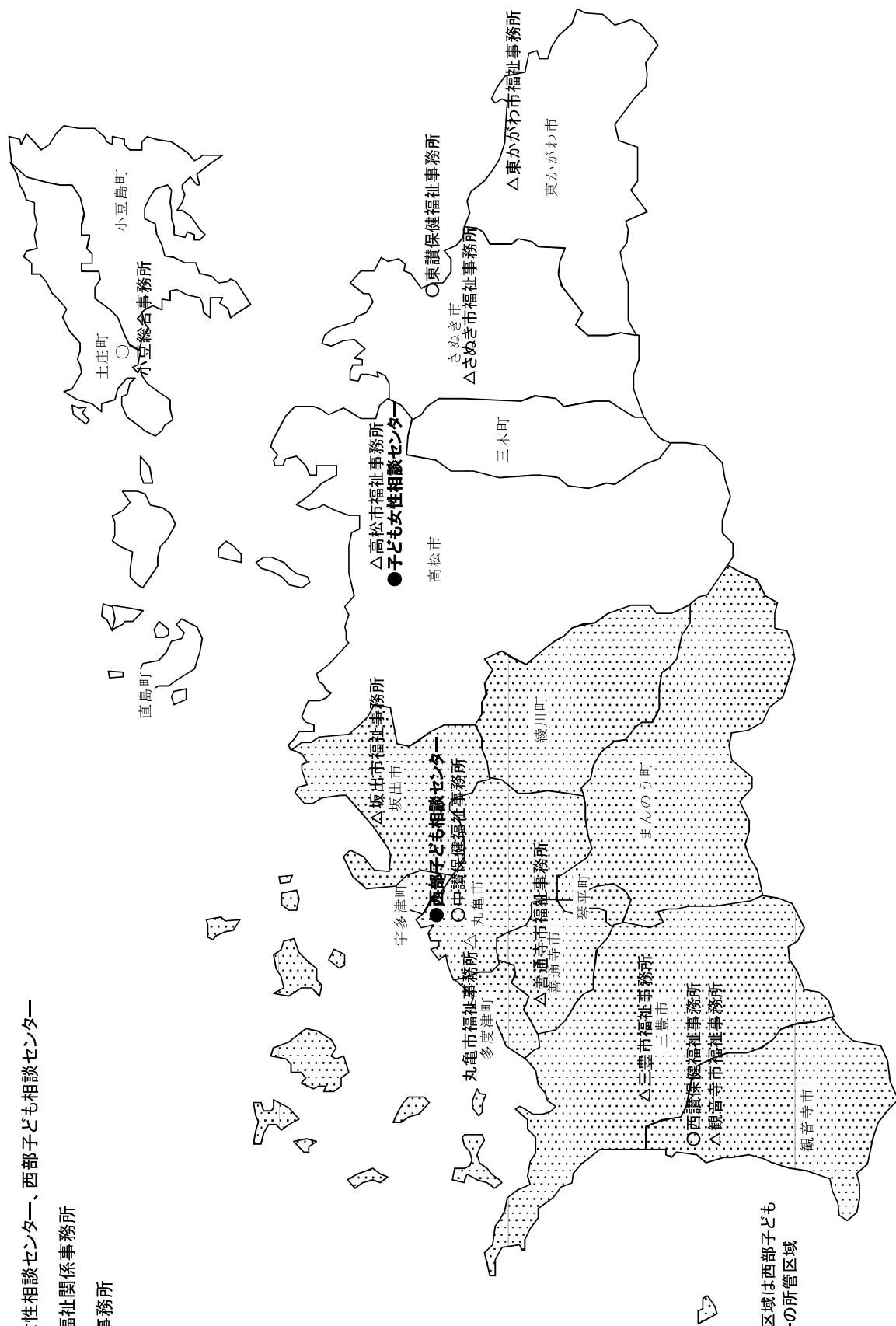
平成	12. 4. 1	児童相談所と女性相談センターとが統合され、子ども女性相談センターとして発足。 総務課、子ども相談課、女性・保護課、判定課の4課制となる。 心理療法事例検討委員会開設（年6回）
	12. 7. 1	Eメール相談の開設
	13. 4. 1	児童虐待の防止等についての体制を強化するため、西部子ども相談センターを丸亀市に設置。
	14. 4. 1	児童養護施設等援助困難事例検討会開設（年3回）
	16. 4. 1	子ども一時保護担当業務を女性・保護課から総務課に移管し、女性・保護課は女性課となる。
	17. 4. 1	閉庁時（休日・夜間）の電話対応職員（嘱託）を配置。
	18. 4. 1	組織改正により障害児関係業務を障害福祉相談所に移管。（次長は専任となる。）
	18.12.25	一時保護所等建築工事竣工（鉄骨造2階建 964.00 m ² ）。
	23. 8.27	本館耐震工事のため、仮設事務所（斯道学園運動場）に移転。
	24. 2.20	本館耐震工事竣工。同月25日移転。
	25. 3.27	別館建築工事竣工（軽量鉄骨造2階建 314.82 m ² ）
	25.11.25	旧館撤去工事竣工
	27. 4. 1	弁護士（嘱託）を配置
	29. 4. 1	斯道学園内に地域連携支援室が設置される。
	31. 4. 1	従来の子どもの相談課を廃止、児童虐待対策課及び相談支援課を設置するとともに、西部子ども相談センターに児童虐待対策課及び相談支援・判定課を設置。 また、警察との連携強化のため、両児童相談所に現職警察官を配置。更に、法的対応力強化のため非常勤嘱託弁護士を4名に増員。

(2) 女性相談部門

年月日	経	過
昭和 31. 5.24	売春防止法公布	
31.12. 1	婦人相談員を設置	
32. 2. 1	香川県婦人保護対策連絡協議会を設置	
32. 2.25	婦人相談員讃岐地方事務所に駐在	
32. 4.13	売春防止法一部（保護更生）施行	
32. 7.16	婦人相談所を中部福祉事務所に附置	
32. 9.10	香川県売春防止対策本部設置（協議会は解散）	
32. 9.19	香川県売春防止対策推進委員を設置	
33. 3.16	高松市東浜町に相談所分室を設置（4月25日まで）	
33. 4.13	売春防止法全面施行	
33. 9.29	高松市中野町 27-5 に香川県婦人相談所を設置	
34. 4. 1	香川県婦人相談所竣工	
44.12. 9	香川県婦人相談所を高松市西宝町斯道学園内に移転	

2 所管区域図(全県)

- 子ども女性相談センター、西部子ども相談センター
- 県保健福祉関係事務所
- △ 市福祉事務所



注) 網掛けした区域は西部子ども相談センターの所管区域

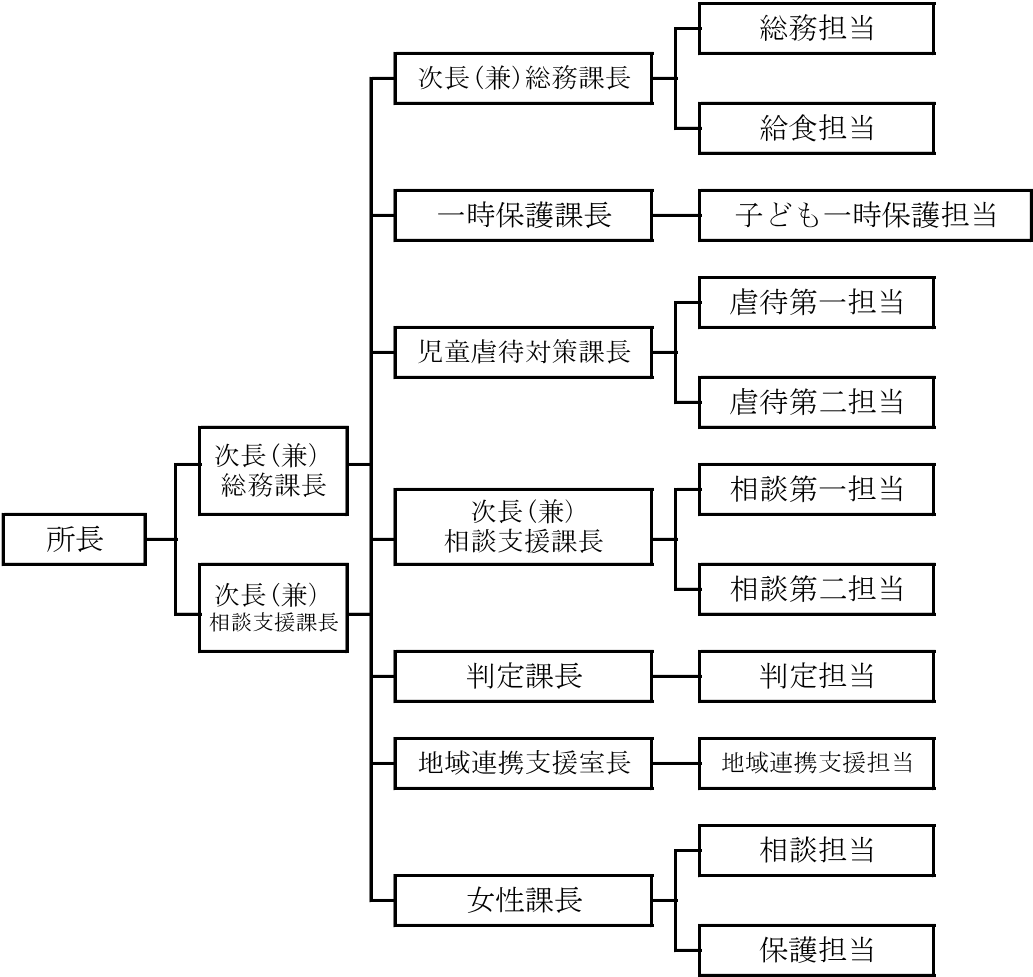
3 組織及び職員配置状況

令和7年4月1日

(1) 組織

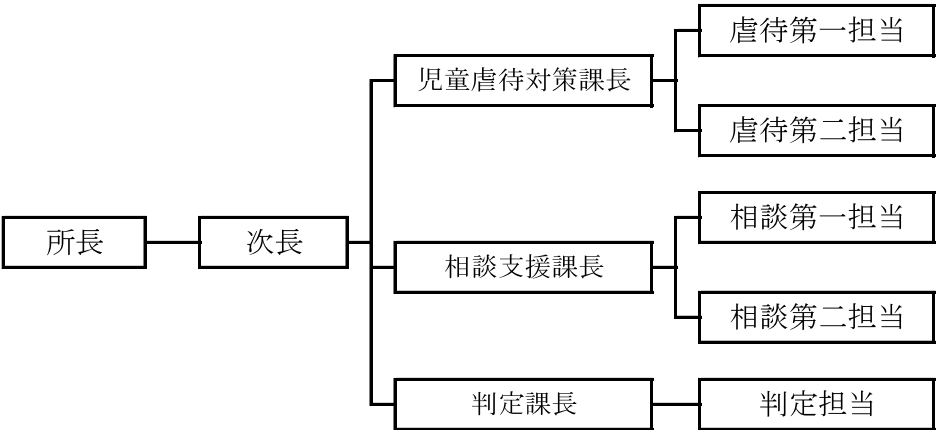
〔子ども女性相談センター〕

高松市西宝町二丁目6-32



〔西部子ども相談センター〕

丸亀市土器町東八丁目5-26



(2) 職員配置状況

令和7年4月1日現在

〔子ども女性相談センター〕

(人)

職種 所属	社会福祉	心理	児童福祉司	児童相談員	児童相談員補助	児童心理司	心理支援員	弁護士	医師	警察官	児童指導員	保育士	教員	里親委託推進員	児童指導員補助	宿日直員	管理栄養士	栄養士	保健師	相談支援員	女性相談支援員	生活支援員	電話相談員	地域連携支援員	事務職員	計
所 長	1																									1
次 長			1																						1	2
総 務 課																(1) 1									5	(1) 6
一 時 保 護 課 (子どもハウス)											① 9		2		1	6										① 18
児童虐待対策課			9	1	2			3		1									1							17
相 談 支 援 課			② 13		1									1												② 15
女 性 課	1						2												1	1	3		1			9
玉 藻 寮												1				3						2				6
判 定 課						② 13			(1) 1														3			②(1) 17
地域連携支援室			4			1																				5
計	2		② 27	1	3	② 14	2	3	(1) 1	1	① 9	1	2	1	1	9	(1) 1		2	1	3	2	4		6	⑤(2) 96
上 記 の う ち 特別職非常勤・ 会計年度任用職員			1		2	3	1	3	(1) 1				2	1	1	9					3	1	4			(1) 32

(注) ○は、育児休業取得職員再掲 () は、兼務職員再掲(当センター外勤務)

〔西部子ども相談センター〕

(人)

職種 所属	社会福祉	児童福祉司	児童相談員	児童相談員補助	児童心理司	児童心理判定員	弁護士	医師	警察官	保健師	事務職員	計
所 長	1											1
次 長											1	1
児童虐待対策課		② 10	1	3			1		1	1		② 17
相 談 支 援 課		② 14									2	② 16
判 定 課					10			1				11
計	1	④ 24	1	3	10		1	1	1	1	3	④ 46
上 記 の う ち 特別職非常勤・ 会計年度任用職員				3	1		1	1				6

(注) ○は、育児休業取得職員再掲

兒 童 相 談 部 門

第2 児童相談の概要・業務実績

1 児童相談の業務

(1) 業務内容

子ども女性相談センター・西部子ども相談センターは、児童福祉法第12条（以下「法」という。）の規定に基づいた児童福祉のための必置機関（児童相談所）であり、主として次のような業務を行っている。

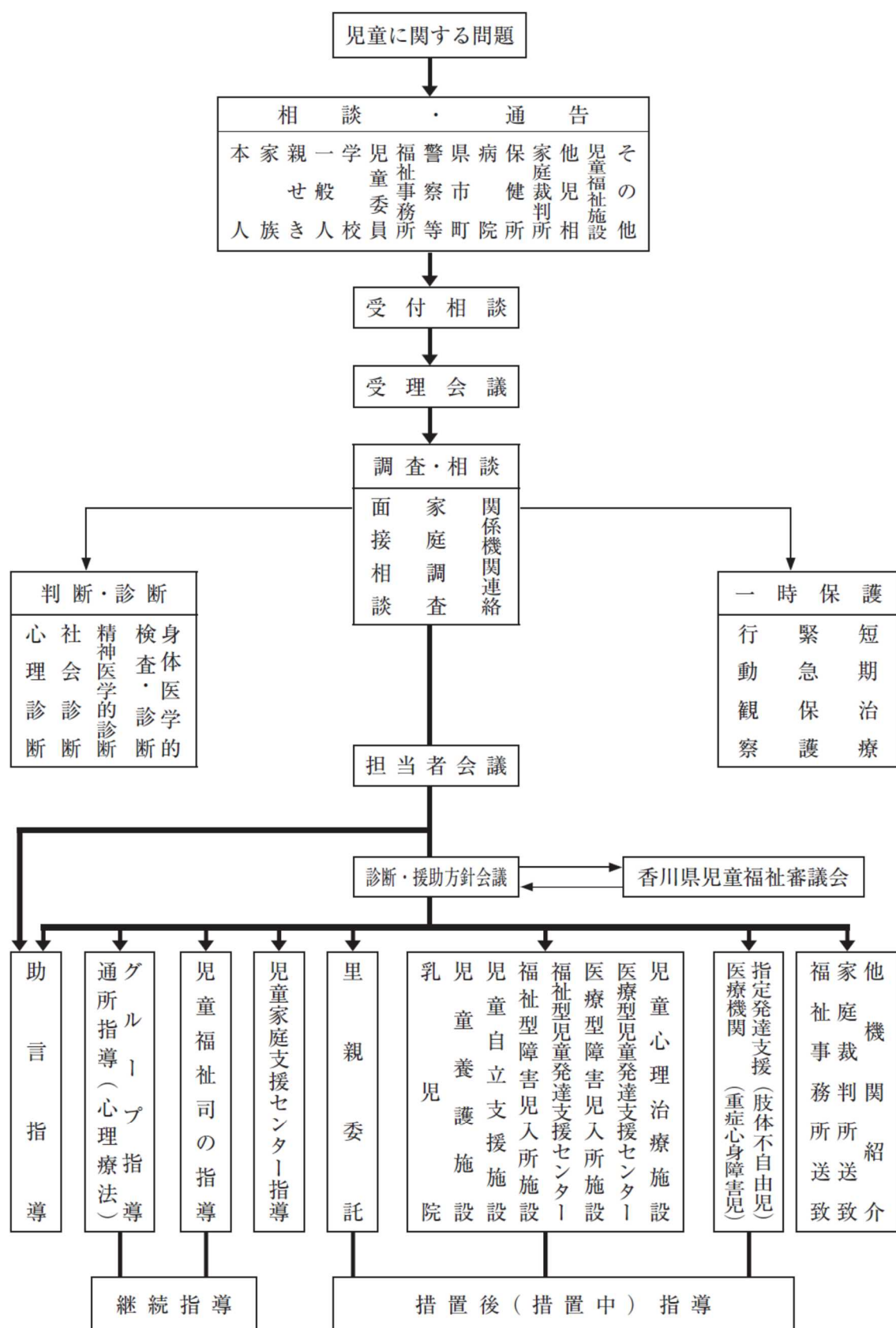
- ① 市町による児童家庭相談業務の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- ② 市町から求められた専門的な知識及び技術を必要とするものについて、技術的援助、助言及び判定を行うこと。
- ③ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ④ 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ⑤ 子ども及びその保護者につき、④の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ⑥ 子どもの一時保護を行うこと。
- ⑦ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ⑧ 子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、子どもを児童福祉施設等への入所若しくは委託すること。
- ⑨ 親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対し行うこと。
- ⑩ 子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、市町における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

なお、子どもの障害に関する相談については、平成18年4月、組織改正により子ども女性相談センターの業務から独立し、障害福祉相談所が主に対応している。障害福祉相談所（児童相談部門）の相談受付状況に関しては、障害相談として、当業務概要（12ページから19ページ）に掲載している。

(2) 相談内容

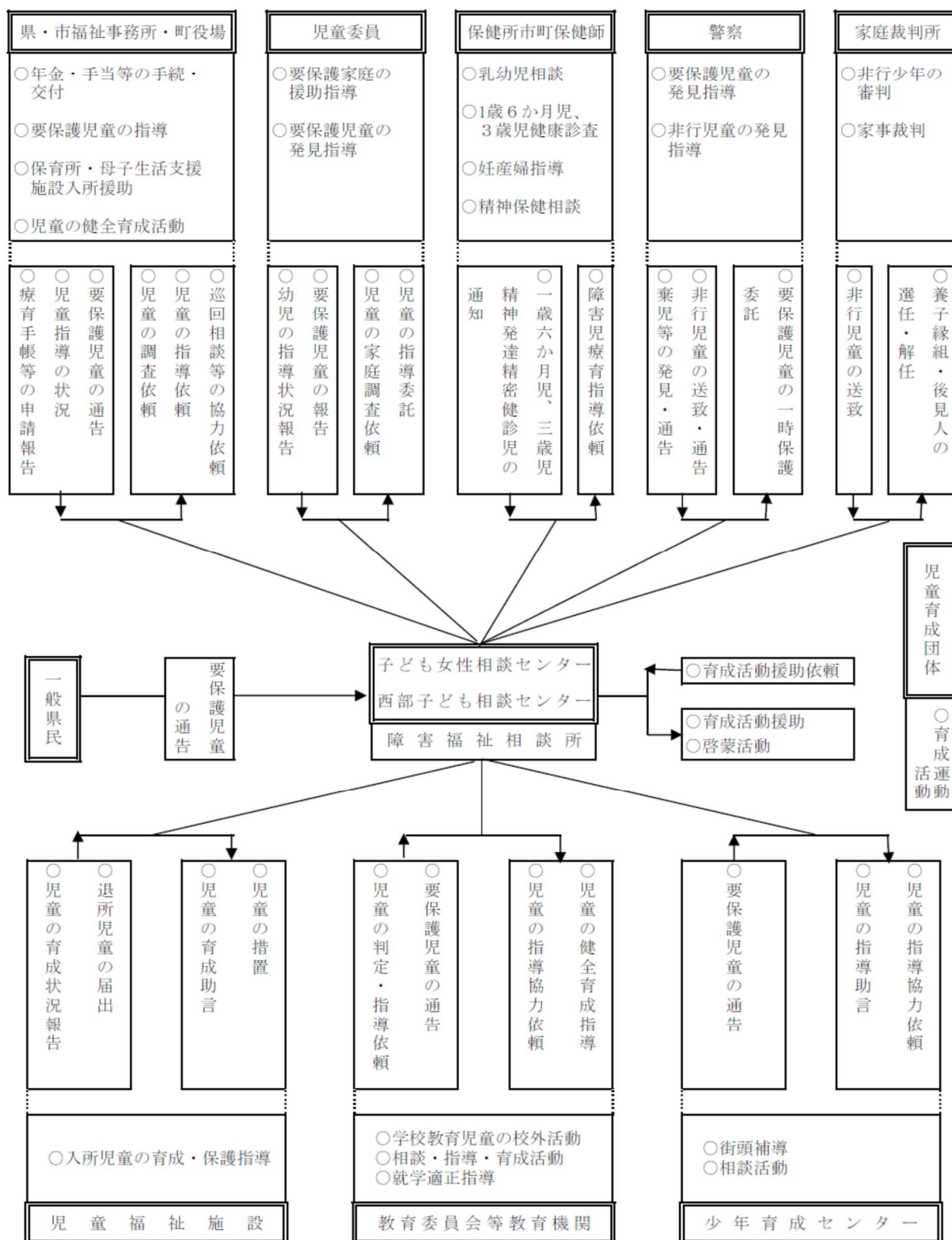
	相談種別	用語の説明
養護相談	1 養護相談（児童虐待）	虐待（身体的、ネグレクト、性的、心理的）に関する相談・通告
	2 養護相談（虐待を除く）	父母の家出、疾病、死亡、離婚による養育困難等に関する相談
保健相談	3 保健相談	低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	7 重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由が重複している子どもに関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10 ぐ犯行為等相談	家出・乱暴・性的逸脱行為等の問題行動があり、そのままの状態では罪を犯すおそれのある子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告があった子どもに関する相談
育成相談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、不活発、家庭内暴力等性格もしくは行動上の問題をもつ子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校・幼稚園・保育所等に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	14 適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(3) 業務系統図



(4) 関係機関との連携

児童の成長・発達を保障し、児童の福祉を守り推進していくには、子ども女性相談センター・西部子ども相談センターと福祉、保健衛生、教育、司法等の各分野にわたる関係各機関の協力・援助などの強い連携が必要である。その関連を示したのが次の図である。



2 相談受付の現況

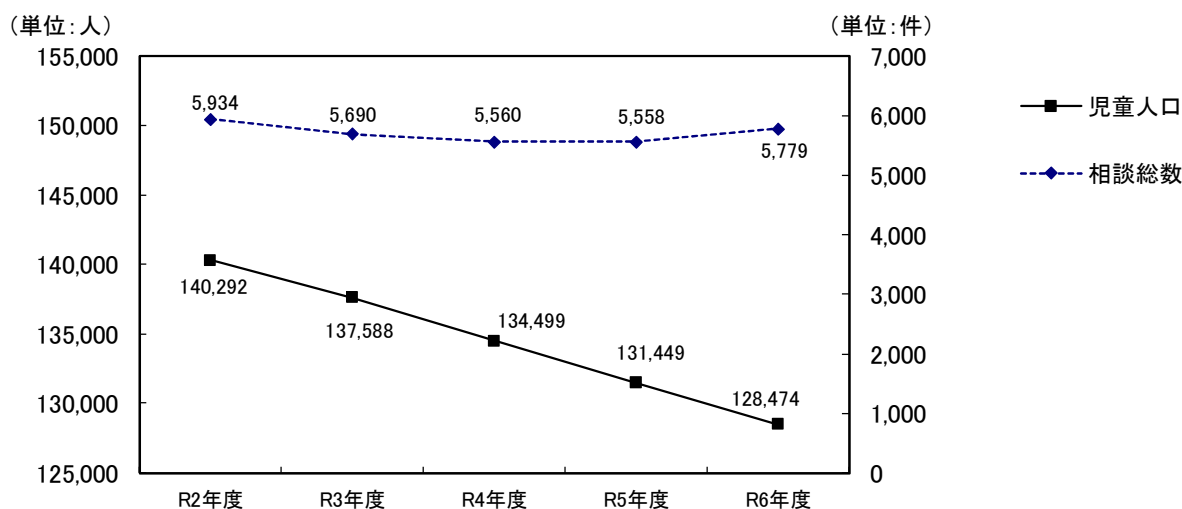
(1) 相談件数の状況

本県の児童人口は、全国的すう勢と同様に年々減少し、令和6年10月現在、約12万8千人で、児童人口率（全人口に占める18歳未満の人口の比率）は14.0%となっている。

令和6年度の相談件数は、5,779件と前年度に比べ221件の増となった。

子ども女性相談センター（児童相談部門）・西部子ども相談センター・障害福祉相談所（児童相談部門）の相談対象年齢は18歳未満となっているが、児童福祉施設に入所している場合や里親に委託されている場合は20歳まで延長することができる。

(グラフ1) 児童人口と相談件数の推移



香川県人口等の推移

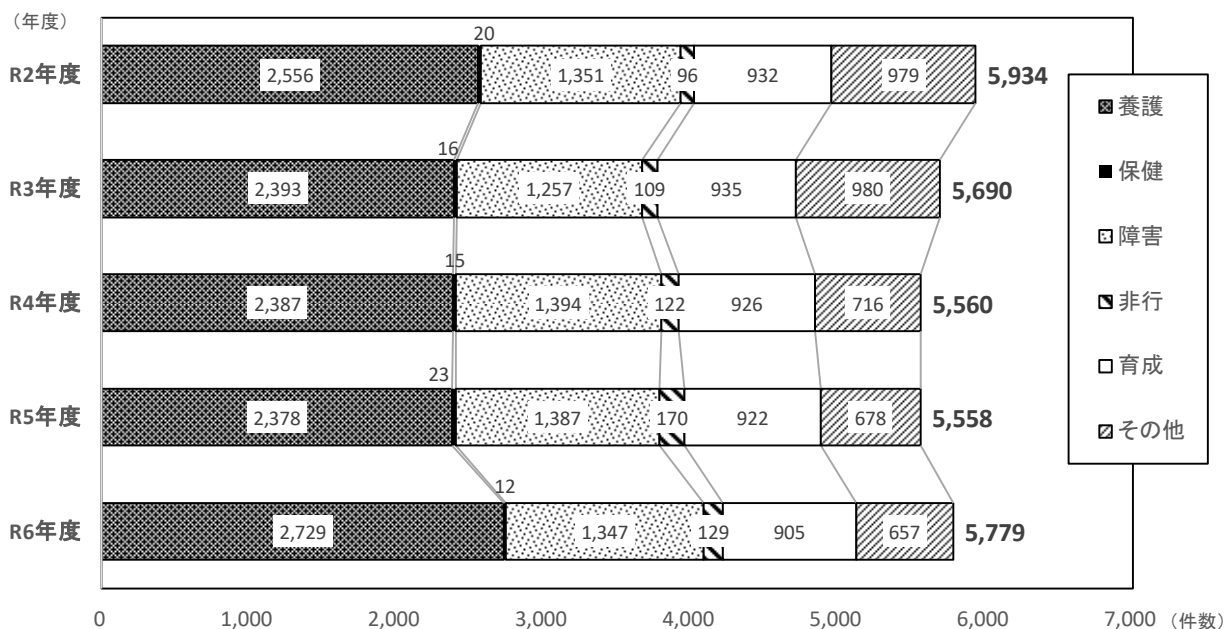
年 度	香川県人口 A 人	香川県児童人口 B 人	児童人口率 (B / A)	相談件数 C 件	相談率 (C / B)
2 年度	950, 244	140, 292	14. 8%	5, 934	4. 2%
3 年度	942, 035	137, 588	14. 6%	5, 690	4. 1%
4 年度	933, 757	134, 499	14. 4%	5, 560	4. 1%
5 年度	925, 408	131, 449	14. 2%	5, 558	4. 2%
6 年度	917, 058	128, 474	14. 0%	5, 779	4. 5%

(注) 人口は各年度10月1日現在（県統計調査課調）

(2) 相談種類別の状況

相談種類別で見ると、養護相談（児童虐待相談を含む、2,378 件）が最も多く、以下、障害相談（1,347 件）、育成相談（905 件）の順になっている。

(グラフ2) 受付件数の推移



(注) 受付件数は、面接相談と電話相談の合計数である。

相談種類別受付状況の推移

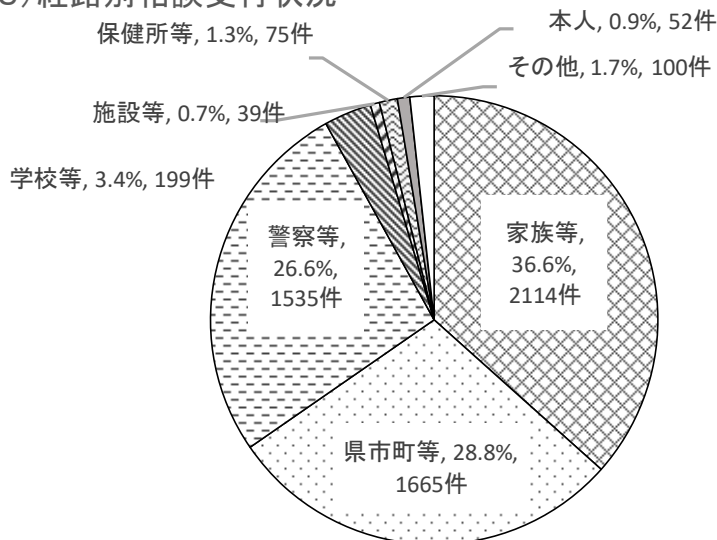
区分 種別		養護相談		保 健 相 談	障害相談						非行相談		育成相談					そ の 他 の 相 談	(件) 計
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由 相談	視聴覚障害 相談	言語発達障害 等相談	重症心身障害 相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ 犯 行 為 等 相談	触 法 行 為 等 相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ 相談			
2 年度	中央	650	664	20			54		9	78	37	26	346	70	8	192	657	2,811	
	西部	612	630		1		87		6	20	21	12	251	41		23	308	2,012	
	障福				9		3	47	1,023	14			1				14	1,111	
	計	1,262	1,294	20	10	0	144	47	1,038	112	58	38	598	111	8	215	979	5,934	
3 年度	中央	525	753	14			44		7	80	51	24	371	85	10	119	548	2,631	
	西部	493	622	2			95		15	36	15	19	281	22	2	44	431	2,077	
	障福							43	932	5			1				1	982	
	計	1,018	1,375	16	0	0	139	43	954	121	66	43	653	107	12	163	980	5,690	
4 年度	中央	654	673	13			38		7	89	44	26	432	64	4	134	381	2,559	
	西部	520	540	2			88		5	47	15	37	232	25	2	32	334	1,879	
	障福				6			46	1,063	5			1				1	1,122	
	計	1,174	1,213	15	6	0	126	46	1,075	141	59	63	665	89	6	166	716	5,560	
5 年度	中央	699	549	23			77	1	5	81	37	48	414	69	7	182	372	2,564	
	西部	569	561				84		3	57	23	62	178	31	1	40	301	1,910	
	障福				14			50	1,014	1							5	1,084	
	計	1,268	1,110	23	14	0	161	51	1,022	139	60	110	592	100	8	222	678	5,558	
6 年度	中央	746	770	10			64		2	65	23	33	440	46	4	188	389	2,780	
	西部	571	642	2			65		1	59	17	56	181	24	1	21	267	1,907	
	障福				18			40	1,024	9							1	1,092	
	計	1,317	1,412	12	18	0	129	40	1,027	133	40	89	621	70	5	209	657	5,779	

(注) 子ども女性相談センターは「中央」、西部子ども相談センターは「西部」、障害福祉相談所は「障福」と表記する。以下の頁も同じ。

(3) 相談経路の状況

相談経路別では、家族・親戚等からの相談が 36.6% (2,114 件) で最も多く、以下、県市町等 28.8% (1,665 件)、警察等 26.6% (1,535 件)、学校等 3.4% (199 件) の順になっている。

(グラフ3)経路別相談受付状況



相談経路別受付状況の推移 (総数)

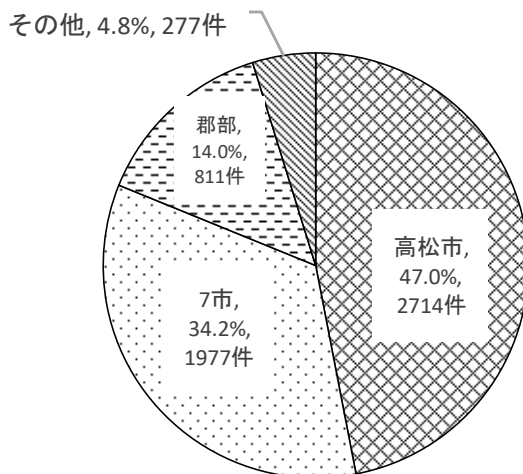
経路 年度		都道府県・指定都市・中核市				市町村			児童福祉施設等			児童 家庭支 援	認定 こども 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児 （法 第2 5条） 委員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 市 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設					指 定 医 療 機 関	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校								教 育 委 員 会 等
R 4 年度	中央	51	1		16	77		296	48	7	9		20	698	9		52	3	121	4		1	837	164	38	105	2,559	
	%	2.0	0.0		0.6	3.0		11.6	1.9	0.3	0.4		0.8	27.3	0.4		2.0	0.1	4.7	0.2	0.0	32.7	6.4	1.5	4.1	100		
	西部	59	4		7	192		311	55	11	14		2	660	13	1	21		60	7	7		321	59	18	57	1,879	
	%	3.1	0.2		0.4	10.2		16.6	2.9	0.6	0.7		0.1	35.1	0.7	0.1	1.1		3.2	0.4	0.4		17.1	3.1	1.0	3.0	100	
	障福					307			47								3				1		762			2	1,122	
	%					27.4			4.2								0.3				0.1		67.9			0.2	100	
計	110	5		23	576		607	150	18	23		22	1,358	22	1	76	3	181	11	8	1	1,920	223	56	164	5,560		
%	2.0	0.1		0.4	10.4		10.9	2.7	0.3	0.4		0.0	0.4	24.4	0.4	0.0	1.4	0.1	3.3	0.2	0.1	0.0	34.5	4.0	1.0	2.9	100	
R 5 年度	中央	56			19	76		315	37	11	11		2	811	12		28	2	140	6	3	1	787	134	42	71	2,564	
	%	2.2			0.7	3.0		12.3	1.4	0.4	0.4		0.1	31.6	0.5		1.1	0.1	5.5	0.2	0.1	0.0	30.7	5.2	1.6	2.8	100	
	西部	71	2		13	213		275	76	15	7			692	12	3	23	1	75	2	2		293	39	12	84	1,910	
	%	3.7	0.1		0.7	11.2		14.4	4.0	0.8	0.4			36.2	0.6	0.2	1.2	0.1	3.9	0.1	0.1		15.3	2.0	0.6	4.4	100	
	障福					308			49		1		1				2						722			1	1,084	
	%					28.4			4.5		0.1		0.1				0.2						66.6			0.1	100	
	計	127	2		32	597		590	162	26	19		1	1,503	24	3	53	3	215	8	5	1	1,802	173	54	156	5,558	
%	2.3	0.0		0.6	10.7		10.6	2.9	0.5	0.3		0.0	0.0	27.0	0.4	0.1	1.0	0.1	3.9	0.1	0.1	0.0	32.4	3.1	1.0	2.8	100	
R 6 年度	中央	94			15	126		294	25	12	8		5	864	7	1	37		139	7	1		881	147	41	76	2,780	
	%	3.4			0.5	4.5		10.6	0.9	0.4	0.3		0.2	31.1	0.3	0.0	1.3		5.0	0.3	0.0		31.7	5.3	1.5	2.7	100	
	西部	94	3		9	271		272	79		10		1	643	21	3	31	1	51		2		323	58	11	24	1,907	
	%	4.9	0.2		0.5	14.2		14.3	4.1		0.5		0.1	33.7	1.1	0.2	1.6	0.1	2.7		0.1		16.9	3.0	0.6	1.3	100	
	障福					325			58								3	1					705				1,092	
	%					29.8			5.3								0.3	0.1					64.6				100	
	計	188	3		24	722		566	162	12	18		6	1,507	28	4	71	2	190	7	3		1,909	205	52	100	5,779	
%	3.3	0.1		0.4	12.5		9.8	2.8	0.2	0.3		0.1	26.1	0.5	0.1	1.2	0.0	3.3	0.1	0.1		33.0	3.5	0.9	1.7	100		

(4) 地域別相談受付状況

地域別相談受付状況は、高松市が最も多く 2,714 件（47.0%）であり、他の 7 市の 1,977 件（34.2%）を合わせると、市部が全体の 81.2%を占めており、郡部は 14.0%となっている。その他は、県外・不明である。

なお、昨年度は市部が 80.2%、郡部が 14.4%であり、ほぼ同じ割合となっている。

(グラフ4)地域別相談受付状況



種 別 地域別		(総数)															(メール相談を除く)		
		養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談					そ の 他 の 相 談	計 (件)	比率 (％)
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談			
市 部	高 松 市	614	624	2	15		45	17	549	47	15	26	320	27	1	132	280	2,714	47.0
	丸 亀 市	217	186	2			11	6	103	21	7	28	54	13	1	6	95	750	13.0
	坂 出 市	54	50				7		34	11	2	6	28	6		2	19	219	3.8
	善 通 寺 市	38	63		2		7	7	26	4		2	25	1		4	19	198	3.4
	観 音 寺 市	65	82					3	48		1	9	21	1		3	28	261	4.5
	さ め き 市	49	53				2	1	41	1	4	2	13	1		1	17	185	3.2
	東かがわ市	22	12				9		23			1	5			3	11	86	1.5
	三 豊 市	67	65				8	2	59	3	6	4	23	2		2	37	278	4.8
	小 計	1,126	1,135	4	17		89	36	883	87	35	78	489	51	2	153	506	4,691	81.2
郡 部	小 豆 郡	15	16				2		19	8		1	6			5	4	76	1.3
	木 田 郡	36	41						33			3	3			4	4	124	2.1
	香 川 郡	1	1				5		1									8	0.1
	綾 歌 郡	71	80		1		15	2	45	9		4	27	2		4	32	292	5.1
	仲 多 度 郡	61	94				17	2	46	17	1	2	36	3		1	31	311	5.4
	小 計	184	232		1		39	4	144	34	1	10	72	5		14	71	811	14.0
県 外	7	36							1	2	1	3		2	5	18	75	1.3	
不 明		9	8			1			11	2		57	14	1	37	62	202	3.5	
合 計		1,317	1,412	12	18		129	40	1,027	133	40	89	621	70	5	209	657	5,779	100.0

種 別 地域別		(中央)																	(メール相談を除く)	
		養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談										育 成 相 談	そ の 他 の 相 談	計 (件)	比率 (％)		
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談					適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談
市 部	高 松 市	614	607	2			45		2	38	15	25	320	27	1	132	275	2,103	75.6	
	丸 亀 市		8							5			2	1		1	6	23	0.8	
	坂 出 市		1							1			2	1				5	0.2	
	善 通 寺 市		3														1	4	0.1	
	観 音 寺 市		1										10			1	1	13	0.5	
	さぬき市	49	52				2			1	4	2	13	1		1	16	141	5.1	
	東かがわ市	22	12				9					1	5			3	11	63	2.3	
	三 豊 市												1	1			3	5	0.2	
郡 部	小 計	685	684	2			56		2	45	19	28	353	31	1	138	313	2,357	84.8	
	小 豆 郡	15	16				2			8		1	6			5	4	57	2.1	
	木 田 郡	36	41									3	3			4	4	91	3.3	
	香 川 郡	1	1				5											7	0.3	
	綾 歌 郡	2	2										2	1			2	9	0.3	
	仲 多 度 郡		3										19	1			5	28	1.0	
県 外	小 計	54	63				7			8		4	30	2		9	15	192	6.9	
	不 明		5	8			1			11	2		56	13	1	36	51	184	6.6	
	合 計	746	770	10			64		2	65	23	33	440	46	4	188	389	2,780	100.0	

種 別 地域別		(西部)																	そ の 他 の 相 談 計 (件) 比 率 (%)		
		養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談									
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談					
市 部	高 松 市		17								1						4	22	1.2		
	丸 亀 市	217	178	2			11			16	7	28	52	12	1	5	89	618	32.4		
	坂 出 市	54	49				7		1	10	2	6	26	5		2	19	181	9.5		
	善 通 寺 市	38	60				7			4		2	25	1		4	18	159	8.3		
	観 音 寺 市	65	81								1	9	11	1		2	27	197	10.3		
	さぬき市		1														1	2	0.1		
	東かがわ市																	0	0.0		
	三 豊 市	67	65				8			3	6	4	22	1		2	34	212	11.1		
小 計	441	451	2			33		1	33	16	50	136	20	1	15	192	1,391	72.9			
郡 部	小 豆 郡																	0	0.0		
	木 田 郡																	0	0.0		
	香 川 郡																	0	0.0		
	綾 歌 郡	69	78				15			9		4	25	1		4	30	235	12.3		
	仲 多 度 郡	61	91				17			17	1	2	17	2		1	26	235	12.3		
	小 計	130	169				32			26	1	6	42	3		5	56	470	24.6		
県 外		18										2				8	28	1.5			
不 明		4										1	1		1	11	18	0.9			
合 計		571	642	2			65		1	59	17	56	181	24	1	21	267	1,907	100.0		

〈障福〉

種 別 地域別		養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談										そ の 他 の 相 談	計 (件)	比 率 (%)		
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談				適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談
市 部	高 松 市				15			17	547	9							1	589	53.9
	丸 亀 市							6	103									109	10.0
	坂 出 市								33									33	3.0
	善 通 寺 市				2			7	26									35	3.2
	観 音 寺 市							3	48									51	4.7
	さ ぬ き 市							1	41									42	3.8
	東かがわ市								23									23	2.1
	三 豊 市							2	59									61	5.6
	小 計				17			36	880	9							1	943	86.4
郡 部	小 豆 郡								19									19	1.7
	木 田 郡								33									33	3.0
	香 川 郡								1									1	0.1
	綾 歌 郡				1			2	45									48	4.4
	仲 多 度 郡							2	46									48	4.4
	小 計				1			4	144									149	13.6
県 外																		0	0.0
不 明																		0	0.0
合 計					18			40	1,024	9							1	1,092	100.0

(5) 年齢別相談受付状況

年齢別相談受付状況は、3～5 歳が多く、言語発達障害相談、発達障害相談、育児・しつけ相談がこの年齢が多い。

育成相談のうち性格行動相談は 3 歳から 5 歳及び思春期を迎える 11 歳以降が、不登校相談は 13 歳、14 歳が多い。

〈総数〉

(メール相談を除く)

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談		い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 相 談
0	79	102													3	27	211	
1	78	84				1		4				3			19	40	229	
2	83	72				26		5	7			10			13	46	262	
3	81	90				44	2	68	21			93			27	34	460	
4	96	89	1			31		54	35			91			87	39	523	
5	92	90		2		27	1	98	25			59		1	25	29	449	
6	89	76					2	73	9		1	22			9	37	318	
7	97	75					2	76	4			5	8		8	36	311	1
8	82	82		4			3	78	11		3	7	5		4	43	322	
9	85	69	1					75	8		9	17	9		5	37	315	1
10	71	77					3	66			9	23	1		1	39	290	
11	76	62				2	82	2	2	2	7	35	4		6	40	318	
12	69	72	2				1	55	2	2	9	34	3	1		20	270	
13	57	95					4	26	1	6	41	36	15			25	306	
14	53	75	2				5	52	1	13	9	76	11		1	46	344	3
15	51	63					3	66	4	7	1	36	3			26	260	
16	39	71	3	11			4	71		5		32	4	2		25	267	1
17	39	40	3	1			4	75	3	5		41	3	1	1	29	245	1
18～		22					4	3				0				2	31	
年齢不詳		6										1	4			37	48	
計 (件)	1,317	1,412	12	18		129	40	1,027	133	40	89	621	70	5	209	657	5,779	7
比率 (%)	47.2		0.2					23.3		2.2			15.7			11.4	100	

〈中央〉

(メール相談を除く)

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談		い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 相 談
0	46	63													3	13	125	
1	46	53													19	25	143	
2	43	39				12									10	29	133	
3	49	51				21		1	6			52			22	23	225	
4	44	47	1			15			13			52			84	22	278	
5	47	46				16			13			33		1	18	12	186	
6	50	43							4		1	10			8	20	136	
7	50	43							3			5	5		8	24	138	1
8	47	47							10		2	5	2		4	28	145	
9	48	34	1						5		2	15	7		5	20	137	1
10	43	46							0		4	20	1			24	138	
11	46	40							2	1	1	34	3		6	31	164	
12	43	41	2						1	1	7	29	2			14	140	
13	38	50							1	2	13	32	8			13	157	
14	29	38	1						1	9	3	68	10		1	24	184	3
15	29	30						1	4		4	27	3			18	116	
16	25	30	2							2		23	2	2		12	98	1
17	23	18	3						2	4		35	3	1		16	105	1
18～		11														2	13	
年齢不詳																19	19	
計 (件)	746	770	10			64		2	65	23	33	440	46	4	188	389	2,780	7
比率 (%)	54.5		0.4							2.0			24.4			14.0	100	

〈西部〉

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談			い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 談
0	33	39														14	86		
1	32	31				1						3				15	82		
2	40	33				14			7			10			3	17	124		
3	32	39				23			14			41			5	11	165		
4	52	42				16			20			39			3	17	189		
5	45	44				11		1	11			26			7	17	162		
6	39	33							5			12			1	17	107		
7	47	32											3			11	93		
8	35	35									1	2	3			15	91		
9	37	35									7	2	2			17	100		
10	28	31									5	3			1	15	83		
11	30	22								1	6	1	1			9	70		
12	26	31							1	1	2	5	1	1		6	74		
13	19	45								4	28	4	7			12	119		
14	24	37	1							4	6	8	1			22	103		
15	22	33								3	1	9				8	76		
16	14	41	1							3		9	2			13	83		
17	16	22							1	1		6			1	13	60		
18～		11															11		
年齢不詳		6										1	4			18	29		
計 (件)	571	642	2			65		1	59	17	56	181	24	1	21	267	1,907		
	1,213					125				73		227							
比率 (%)	63.6		0.1			6.6				3.8		11.9				14.0	100		

〈障福〉

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談			い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 談
0																			
1								4									4		
2								5									5		
3							2	67	1								70		
4								54	2								56		
5				2			1	97	1								101		
6							2	73									75		
7							2	76	1							1	80		
8				4			3	78	1								86		
9								75	3								78		
10							3	66									69		
11							2	82									84		
12							1	55									56		
13							4	26									30		
14							5	52									57		
15							3	65									68		
16				11			4	71									86		
17				1			4	75									80		
18～							4	3									7		
年齢不詳																			
計 (件)				18			40	1,024	9							1	1,092		
							1,091												
比率 (%)							99.9									0.1	100		

(6) 巡回相談の受付状況

(件)

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ つ け 相 談		
小 豆 郡	1											6					7
観 音 寺 市		23										2					25
三 豊 市		3															3
計	1	26										8					35

(7) メール相談の状況

子育てに関する悩みの助言を求めている家族や、中学・高校生の世代にも相談しやすい手段として平成12年7月にメール相談を開設した。

令和6年度は児童に関する相談39件で昨年度(68件)より29件減少した。相談種別では例年同様、虐待についての相談が最も多い。また、相談対象者の年齢別では、中学生の割合が増えており、携帯電話の使い方など、思春期の子どもへの対応に苦慮する内容が多かった。

①相談者の居住地 (件)

県内	県外	不明	計
39	—	—	39

②相談種別

(件)

虐待	養護	保健	肢体不 自由	視覚聴 覚障害	言語 発達 障害	重心	知的	自閉	ぐ犯	触法	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ	その他	計
12	3	6	—	—	—	—	—	—	—	—	6	1	—	5	6	39

③相談対象者の年齢

(件)

乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	不明	計
2	7	6	11	2	5	7	39

④相談対象者の関係

(件)

子ども本人	父	母	他の家族	知人	不明	その他	計
1	9	12	1	7	2	7	39

⑤児童以外に関する相談内訳 (件)

(件)

里親	女性課	不明	計
1	—	1	2

県内	県外	不明	計
2	—	—	2

3 調査・診断・指導等の現況

児童福祉司や児童心理司が児童や保護者、関係機関等に対して行った調査・診断等の延件数は85,790件、心理療法・カウンセリング等については18,102件であった。

また、施設入所措置や里親委託後の調査や指導等の延件数は、15,102件であった。

(1) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所属員	
児童	9,731	82	8	10	1,582	1,056	136	21	2,499	5	15,130	22	4,303	4,775	94	9,194
(再掲)児童虐待	4,350	56	5	7	84	5	50	3	482	2	5,044	19	1,696	2,051	82	3,848
(再掲)非行	448	1			10		19	6	61		545		279	178		457
保護者	22,222	31	4	2	47	9	17	3	1,538	1	23,874	3	108	5,415	139	5,665
(再掲)児童虐待	10,925	15	1		7		13	2	18		10,981	3	38	2,691	91	2,823
(再掲)非行	786	1						1	4		792			171		171
その他	46,046	46	8	17	31	3			593	42	46,786	28	113	3,080	22	3,243
(再掲)児童虐待	25,986	30	8	13	1	2			32	25	26,097	25	40	1,366	17	1,448
(再掲)非行	1,076	2							2	1	1,081		5	78		83
計	77,999	159	20	29	1,660	1,068	153	24	4,630	48	85,790	53	4,524	13,270	255	18,102
(再掲)児童虐待	41,261	101	14	20	92	7	63	5	532	27	42,122	47	1,774	6,108	190	8,119
(再掲)非行	2,310	4			10		19	7	67	1	2,418		284	427		711

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所属員	
児童	5,431	67	5	8	367	31	89	9	763	4	6,774	15	2,125	3,548	86	5,774
(再掲)児童虐待	2,330	49	4	5	46	5	40	3	234	2	2,718	14	874	1,501	74	2,463
(再掲)非行	190				6		8	2	21		227		106	101		207
保護者	11,116	21	4	2	11		12	1	289	1	11,457	1	61	3,665	139	3,866
(再掲)児童虐待	5,616	11	1		7		12		11		5,658	1	25	1,934	91	2,051
(再掲)非行	274							1			275			64		64
その他	18,705	31	7	11	5	2			284	22	19,067	21	47	1,720	20	1,808
(再掲)児童虐待	10,441	23	7	9	1	1			5	19	10,506	20	18	823	16	877
(再掲)非行	404	2								1	407		1	22		23
計	35,252	119	16	21	383	33	101	10	1,336	27	37,298	37	2,233	8,933	245	11,448
(再掲)児童虐待	18,387	83	12	14	54	6	52	3	250	21	18,882	35	917	4,258	181	5,391
(再掲)非行	868	2			6		8	3	21	1	909		107	187		294

＜西部＞

(件)

区 分	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導			医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員	
児 童	4,285	13	3	2	342	19	46	11	789	1	5,511	7	2,178	1,199	8	3,392
(再掲)児童虐待	2,020	7	1	2	38		10		248		2,326	5	822	550	8	1,385
(再掲)非 行	258	1			4		11	4	40		318		173	77		250
保 護 者	10,977	8			36	9	5	2	293		11,330	2	47	1,692		1,741
(再掲)児童虐待	5,309	4					1	2	7		5,323	2	13	757		772
(再掲)非 行	512	1							4		517			107		107
そ の 他	26,998	15	1	6	26	1			290	20	27,357	7	66	1,281	2	1,356
(再掲)児童虐待	15,545	7	1	4		1			27	6	15,591	5	22	543	1	571
(再掲)非 行	672								2		674		4	56		60
計	42,260	36	4	8	404	29	51	13	1,372	21	44,198	16	2,291	4,172	10	6,489
(再掲)児童虐待	22,874	18	2	6	38	1	11	2	282	6	23,240	12	857	1,850	9	2,728
(再掲)非 行	1,442	2			4		11	4	46		1,509		177	240		417

＜障福＞

(件)

区 分	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導			医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員	
児 童	15	2			873	1,006	1	1	947		2,845			28		28
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																
保 護 者	129	2							956		1,087			58		58
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																
そ の 他	343								19		362			79		79
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																
計	487	4			873	1,006	1	1	1,922		4,294			165		165
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																

(2) 措置停止・措置中等の調査・診断・指導の状況

(件)

区 分	措 置 停 止			調 査 ・ 診 断 ・ 指 導		
	中 央	西 部	計	中 央	西 部	計
児 童 福 祉 施 設	37	35	72	6,524	6,367	12,891
指 定 医 療 機 関 等				16		16
里 親 ・ 保 護 受 託 者	8	12	20	1,075	1,120	2,195
計	45	47	92	7,615	7,487	15,102

4 判定の現況

判定業務は、相談があった児童の能力・性格・情緒・適応性などを、面接・心理検査・行動観察などによって心理診断することが中心となる。そして児童をとりまく社会環境・家庭環境・親子関係・学校状況なども併せて理解し、総合的な援助方針を立てている。そのうえで、助言・情報提供を行い、必要に応じてカウンセリングや遊戯療法等の心理的援助を実施している。

業務の概要は以下のとおりである。

- 1) 児童の心理相談・心理療法に関することで、来所面接、家庭訪問、学校訪問等の援助を行い、必要なケースについては嘱託医による問診を実施した。
- 2) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査および事後指導を、市町保健師と協力して実施した。
- 3) 養護・虐待・非行などの要保護児童について、相談支援課・児童虐待対策課・一時保護所とチームを組んで援助している。そのうちの心理診断・医学的診断を受け持ち、児童を理解し、援助方針を立てるとともに、適正な措置に努めた。
- 4) 児童福祉施設に配置された心理療法担当職員の専門的技術の向上のための「心理療法事例検討委員会」を主催、実施した。
- 5) 関係機関と連携した心理支援を行うとともに、研修会等を利用して児童の健全育成・虐待防止の啓発活動を実施した。

(1) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査及び事後指導実施状況

児童心理司が各市町に出向いて、発達心理診断・助言指導及び事後指導を行った。

実施件数は下表のとおりである。なお、平成9年度に乳幼児健診業務が県から市町に移管されたことを契機に、当事業を「こども相談」と呼称している。

こども相談の実施状況

〈全県〉

(件)

	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
中 央	5	18	78	48	103	41	293
西 部	8	17	27	39	95	85	271
計	13	35	105	87	198	126	564

〈中央〉

(件)

市 町 名	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
高 松 市		5	75	44	97	28	249
さ ん き 市	2				1		3
東 か が わ 市	3	5	1		4	2	15
小 豆 島 町		8			1	4	13
土 庄 町				2		4	6
三 木 町			2				2
直 島 町				2		3	5
計	5	18	78	48	103	41	293

〈西部〉

(件)

市 町 名	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
丸 亀 市	3	6	11	13	19	14	66
坂 出 市		1	4	9	12	14	40
善 通 寺 市	1	2	2	1	19	10	35
観 音 寺 市					3	6	9
三 豊 市	2	1			14	9	26
綾 川 町		4	5	3	3	7	22
宇 多 津 町	1	1			10	11	23
琴 平 町							
多 度 津 町	1	2	5	13	15	14	50
ま ん の う 町							
計	8	17	27	39	95	85	271

(2) 嘱託医による医学的診断指導実施状況

児童精神科医、精神科医による月 1 回の問診で、発達障害相談、性行相談等に応じている。

＜全体＞									(件)
		児童			保護者			その他	
		虐待	非行		虐待	非行		虐待	非行
計	14	6	2	7	2	1	7	2	

※虐待・非行は再掲

＜児童精神科医＞									(件)
		児童			保護者			その他	
		虐待	非行		虐待	非行		虐待	非行
計	14	6	2	7	2	1	7	2	

※虐待・非行は再掲

(3) 心理療法事例検討委員会

心理療法が必要な被虐待児の施設入所措置件数の増加に伴い、平成 11 年度から児童養護施設等に対する心理療法担当職員の配置が認められた。入所児に対する心理療法技術の向上を図るために、県内の児童養護施設、児童心理治療施設等の心理職員を対象に、心理療法事例検討委員会を設置し、事例検討会を平成 12 年度から開催している。

事務局を子ども女性相談センターに置き、会長を所長とし、次のとおり実施した。なお、助言者として、小柳晴生氏（元香川大学教授）を迎え、施設職員全体の援助技術の向上を図った。

開催年月日	検 討 事 例	発表者所属	参加者数 (人)
R6. 5. 16	3 歳女兒の事例（養護）	神愛館	25
R6. 7. 18	中 2 女兒の事例（虐待）	恵愛学園	22
R6. 9. 19	中 3 男児の事例（虐待）	亀山学園	18
R6. 11. 21	小 6 男児の事例（養護）	讃岐学園	19
R7. 1. 16	中 2 男児の事例（虐待）	斯道学園	24
R7. 3. 13	高 1 男児の事例（虐待）	川部みどり園	20

(4) 児童福祉施設心理士との情報交換会

令和 6 年度は、心理職の連携強化を目的として、心理療法事例検討委員会終了後の時間を利用して、児童福祉施設心理士と児童心理司らで情報交換会を開催した。直前の心理療法事例検討委員会の振り返りや各施設の心理療法現場の近況報告等をグループで共有し、相互に日頃の課題を出し合って検討した。施設心理士は一人職場が多く、グループでの意見交換を行うことで視野が広がり、課題解決に役立った。

5 対応の現況

(1) 過去5年間の対応状況

相談受付ケースの対応件数は、昨年度からの繰越 92 件を含む 5,750 件であり、昨年度に比べ 175 件増加している。

面接指導のうち助言指導で終わったものが 3,382 件（58.8%）で最も多く、次に継続指導が 1,001 件（17.4%）となっている。

対応状況の推移

（メール相談を除く）（件）

年度	対応	面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭 支援セン ター指導	市町村 指導委託	市町村 送致	福祉事 務所送致	訓 戒・ 誓約	児童福祉施設		指定医 療機関 委託	里 親 委 託	家庭裁 判所送 致	利 用 契 約	そ の 他	計	未 対 応 件 数
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								入 所	通 所							
R2	中央	1,861	515	47	60		5		64		12	31			6	3		221	2,825	10
	西部	901	478	16	106			1	179		33	36			25	2		261	2,038	26
	障福	1,009	1	5													72	12	1,099	32
	計	3,771	994	68	166		5	1	243		45	67			31	5	72	494	5,962	68
R3	中央	1,526	601	30	72		1		112		22	28			5	1		232	2,630	14
	西部	945	406	18	79				160		22	27			8	2		445	2,112	10
	障福	847		4													71	18	940	19
	計	3,318	1,007	52	151		1		272		44	55			13	3	71	695	5,682	43
R4	中央	1,414	556	61	79		3	3	59		15	42		1	6	2		308	2,549	24
	西部	885	379	2	71				150		13	25		1	5	1		340	1,872	17
	障福	1,032	1	1													71		1,105	34
	計	3,331	936	64	150		3	3	209		28	67		2	11	3	71	648	5,526	75
R5	中央	1,303	585	59	135		4	9	46		14	46			10	2		343	2,556	32
	西部	944	399	21	62				157		22	23			13	4		266	1,911	16
	障福	1,023	1	4													73	7	1,108	44
	計	3,270	985	84	197		4	9	203		36	69			23	6	73	616	5,575	92
R6	中央	1,448	625	74	158		3	5	103		18	50			12	1		287	2,784	28
	西部	977	376	46	72				105		11	20			5	2		287	1,901	22
	障福	957		4													104		1,065	71
	計	3,382	1,001	124	230		3	5	208		29	70			17	3	104	574	5,750	121

(2) 相談種類別対応状況

(総数)

(メール相談を除く)

対応別 相談種別	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計	未 対 応 件 数	
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								入 所	通 所								
養相	児 童 虐 待 相 談	694	264	27	73		2	1	166		28	28		6				27	1,316	26
護談	そ の 他 の 相 談	415	528	58	146		1	4	42			35		11				171	1,411	19
保	健 康 相 談	10		2															12	
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	1															17		18	
	視 聴 覚 障 害 相 談																		0	
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	129																	129	
	重 症 心 身 障 害 相 談	4															36		40	
	知 的 障 害 相 談	950															50		1,000	71
	発 達 障 害 相 談	128	1	4															133	
非相	ぐ 犯 行 為 等 相 談	16	17	4											1			3	41	
行談	触 法 行 為 等 相 談	44	37	1								3			2				87	2
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	481	106	6	5							4						19	621	3
	不 登 校 相 談	46	16	1	5													2	70	
	適 性 相 談	5																	5	
	育 児 ・ し つ け 相 談	193	7	8														1	209	
そ の 他 の 相 談	そ の 他 の 相 談	266	25	13	1						1						1	351	658	
計(件)		3,382	1,001	124	230	0	3	5	208	0	29	70	0	0	17	3	104	574	5,750	121
		4,507										87								
比率 (%)		78.4			4.0		0.1	0.1	3.6		0.5	1.5			0.1	1.8	10.0	100		
再 掲	い じ め 相 談	7																	7	
	児童買春等被害相談																		0	

(中央)

(メール相談を除く)

相談種類別		対 応 別			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他の	計	未対応件数
		面 接 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								入 所	通 所							
養相	児 童 虐 待 相 談	375	167	16	57		2	1	68		18	21			5			25	755	13
護談	そ の 他 の 相 談	184	310	25	91		1	4	35			23			7			86	766	11
保	健 康 相 談	8		2															10	
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談																			
	視 聴 覚 障 害 相 談																			
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	64																	64	
	重 症 心 身 障 害 相 談																			
	知 的 障 害 相 談	2																		2
	発 達 障 害 相 談	65																		65
非相	ぐ 犯 行 為 等 相 談	7	10	4														2	23	
行談	触 法 行 為 等 相 談	12	15	1								3				1			32	1
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	330	88	4	4							3						11	440	3
	不 登 校 相 談	31	7	1	5													2	46	
	適 性 相 談	4																	4	
	育 児 ・ し つ け 相 談	173	6	8														1	188	
そ の 他 の 相 談		193	22	13	1													160	389	
計(件)		1,448	625	74	158	0	3	5	103	0	18	50	0	0	12	1	0	287	2,784	28
		2,147										62								
比率 (%)		77.1			5.7		0.1	0.2	3.7		0.6	2.2			0.0		10.3	100		
再 掲	い じ め 相 談	7																	7	
	児 童 買 春 等 被 害 相 談																		0	

〈西部〉

対応別 相談種別		面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭支援センター 指導	市町村指導 委託	市町村送 致	福祉事務所送 致	訓戒・誓 約	児童福祉施設		指定医療機関委 託	里親委 託	家庭裁判所送 致	障害児施設等への利用契 約	その他	計	未対応 件数
		助言指 導	継続指 導	他機関 幹旋								入所	通所							
養相 護談	児童虐待相談	319	97	11	16				98		10	7			1			2	561	13
	その他の相談	231	218	33	55				7			12			4			85	645	8
保健相談		2																	2	
障 害 相 談	肢体不自由相談																			
	視聴覚障害相談																			
	言語発達障害等相談	65																	65	
	重症心身障害相談																			
	知的障害相談	1																	1	
非相 行談	発達障害相談	58	1																59	
	ぐ犯行為等相談	9	7													1		1	18	
	触法行為等相談	32	22													1			55	1
	性格行動相談	151	18	2	1							1						8	181	
	不登校相談	15	9																24	
育 成 相 談	適性相談	1																	1	
	育児・しつけ相談	20	1																21	
その他の相談		73	3								1							191	268	
計(件)		977	376	46	72	0	0	0	105	0	11	20	0	0	5	2	0	287	1,901	22
		1,399										25								
比率(%)		73.6			3.8				5.5		0.6	1.3			0.1		15.1	100		
再 掲	いじめ相談																		0	
	児童買春等被害相談																		0	

〈障福〉

対応別 相談種別		面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里 親 委 託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	そ の 他	計	未 対 応 件 数
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋						入 所	通 所							
養相	児 童 虐 待 相 談																	
護談	そ の 他 の 相 談																	
保	健 相 談																	
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	1													17		18	
	視 聴 覚 障 害 相 談																	
	言 語 発 達 障 害 等 相 談																	
	重 症 心 身 障 害 相 談	4													36		40	
	知 的 障 害 相 談	947													50		997	71
	発 達 障 害 相 談	5		4													9	
非相 行談	ぐ 犯 行 為 等 相 談																	
	触 法 行 為 等 相 談																	
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談																	
	不 登 校 相 談																	
	適 性 相 談																	
	育 児 ・ し つ け 相 談																	
そ の 他 の 相 談															1		1	
計(件)		957	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0	1,065	71
		961								0								
比率 (%)		90.2													9.8		100	
再 掲	い じ め 相 談																	
	児 童 買 春 等 被 害 相 談																	

(3) 児童福祉施設への入所措置及び医療機関委託の状況

児童福祉施設への入所件数（契約入所を含む）は、昨年度の 88 件（措置入所 71 件、契約入所 17 件）に対し、今年度は 78 件（措置入所 67 件、契約入所 11 件）となっている。

施設名		人 員	R5 年 度 末 人 員	R6年度入所人員			R6 年 度 末 人 員 (うち R7.3.31退所数)
				男	女	計	
乳 児 院	神 愛 館	13	3	7	10	11	12 (2)
	徳島赤十字ひのみね医療 療育センター附属乳児院	0		1	1		1 ()
児 童 養 護 施 設	亀 山 学 園 (和みの家・まどかの家を含む)	42	4	6	10	39	38 (4)
	讃 岐 学 園	40	9	4	13		42 (2)
	恵 愛 学 園	33	6	7	13		38 (1)
	徳 島 児 童 ホ ー ム	1			0		1 ()
	愛 媛 慈 恵 会	6			0		3 ()
	親 和 園	1	2	1	3		1 (3)
	三 愛 園	3			0		2 ()
	加 茂 愛 育 園	1			0		0 ()
	松 山 信 望 愛 の 家	1			0		0 ()
	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	川 部 み ど り 園	19 【 3 】	3 【 】	【 】		3 【 0 】
白 鳥 園		4 【 11 】	【 】	2 【 2 】	2 【 2 】	5 【 8 】 (【 】)	
池 田 学 園 < 徳 島 県 >		1 【 1 】	1 【 1 】	【 】	1 【 1 】	2 【 1 】 (【 】)	
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	かがわ総合リハビリテーション センターこども支援施設	5 【 6 】	【 1 】	【 2 】	0 【 3 】	0 【 7 】	5 【 7 】 (【 】)
	高 松 医 療 セ ン タ ー	0 【 0 】	【 1 】	【 1 】	0 【 2 】		0 【 1 】 (【 1 】)
	佐 賀 整 肢 学 園 こ ど も 発 達 医 療 セ ン タ ー	0 【 0 】	【 】	【 1 】	0 【 1 】		0 【 0 】 (【 】)
	粕 屋 新 光 園 < 福 岡 県 >	0 【 1 】	【 1 】	【 】	0 【 1 】		0 【 0 】 (【 】)
指 定 支 援 発 達 支 援 医 療 機 関	四 国 こ ど も と お と な の 医 療 セ ン タ ー	0 【 27 】	【 1 】	【 】	0 【 1 】	0 【 1 】	0 【 25 】 (【 1 】)
	東徳島医療センター<徳島> R6.4.1〜とくしま医療セン ター東病院	1 【 0 】	【 】	【 】	0 【 0 】		1 【 0 】 (【 】)
児 童 心 理 治 療 施 設	若 竹 学 園	16	5		5	5	7 ()
児 童 自 立 支 援 施 設	斯 道 学 園	8	3	3	6	6	8 ()
	高 知 県 立 希 望 が 丘 学 園	1			0		0 ()
計		196 【 49 】	36 【 5 】	31 【 6 】	67 【 11 】	67 【 11 】	185 【 44 】 (13 【 2 】)

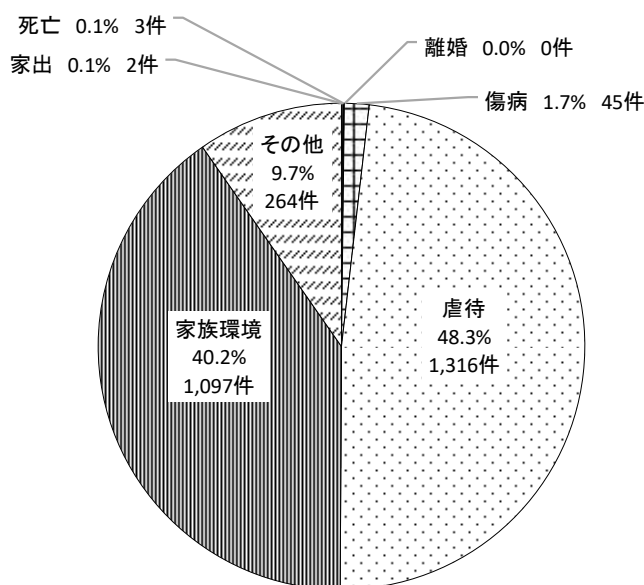
注 1 【 】は外数で契約入所数である。

注 2 令和 6 年度末人員は令和 7 年 3 月 31 日退所ケースを含む。

(4) 養護相談の発生要因と対応状況

養護相談の発生原因と対応状況は、養護相談 2,727 件のうち児童虐待が 1,316 件（48.3%）、家庭内不和や経済的破綻などを背景とした家庭環境による要因が 1,097 件（40.2%）であり、両方で 2,413 件、全体の 88.5%を占めた。

(グラフ5)養護相談発生原因の状況



(件)

要 因 対 応		家 出 死 亡 離 婚 傷 病 虐 待 家族環境 そ の 他 計							
児 童 福 祉 施 設 に 入 所	中央		1		1	21	21		44
	西部					7	7	5	19
	計		1		1	28	28	5	63
里 親 委 託	中央		1			5	4	2	12
	西部		1			1	3		5
	計		2			6	7	2	17
面 接 指 導	中央	2			25	558	446	46	1,077
	西部				10	427	337	135	909
	計	2			35	985	783	181	1,986
そ の 他	中央				9	171	188	20	388
	西部					126	91	56	273
	計				9	297	279	76	661
計 (件)	中央	2	2		35	755	659	68	1,521
	西部		1		10	561	438	196	1,206
	計	2	3		45	1,316	1,097	264	2,727
比率 (%)	中央	0.1	0.1		2.3	49.6	43.3	4.5	100
	西部		0.1		0.8	46.5	36.3	16.3	100
	計	0.1	0.1		1.7	48.3	40.2	9.7	100

(5) 児童虐待相談の状況

令和6年度に対応した児童虐待のケースは1,316件、前年度比で3.5%増加している。

通報経路別では、警察（880件）からの通報が最も多く、全体の66.9%を占めている。

① 虐待相談受理・対応件数の推移

(件)

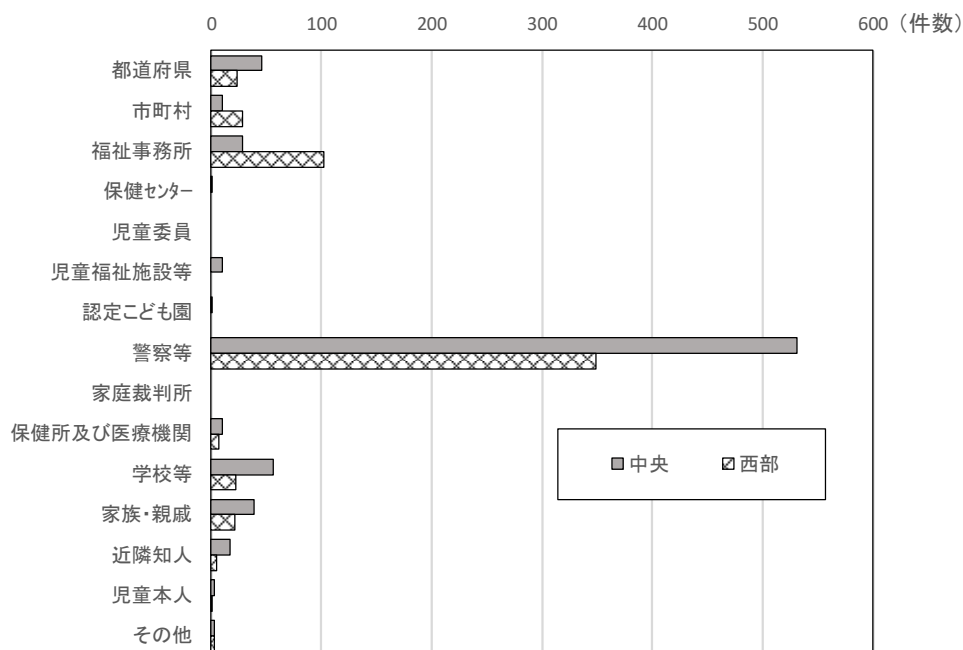
区 分	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
受 理	650	612	1,262	525	493	1,018	654	520	1,174	699	569	1,268	746	571	1,317
対 応	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271	755	561	1,316

② 虐待ケースの経路別状況の推移

(件)

区 分	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
都 道 府 県	14	17	31	21	11	32	11	6	17	29	12	41	46	23	69
市 町 村	7	32	39	11	15	26	17	9	26	14	29	43	10	28	38
福 祉 事 務 所	51	86	137	24	52	76	21	67	88	27	89	116	28	102	130
保 健 セ ン タ ー			0			0			0	6		6	1		1
児 童 委 員			0			0			0			0			0
児 童 福 祉 施 設 等	10		10	5	7	12	4	4	8	5	8	13	10		10
認 定 こ ど も 園	4	2	6			0	4	1	5			0	1		1
警 察 等	487	345	832	372	353	725	435	370	805	487	363	850	531	349	880
保 健 所 及 び 医 療 機 関	8	6	14	6	9	15	19	5	24	7	7	14	10	7	17
学 校 等	41	50	91	49	27	76	45	19	64	63	28	91	56	22	78
家 族 ・ 親 戚	8	41	49	15	18	33	38	11	49	28	19	47	39	21	60
近 隣 知 人	7	24	31	15	11	26	21	6	27	11	6	17	17	5	22
児 童 本 人	1	6	7	4	7	11	8	5	13	7		7	3	1	4
そ の 他	13	4	17	4	1	5	16	10	26	11	15	26	3	3	6
計	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271	755	561	1,316

(グラフ6) 虐待ケースの経路別状況



③ 虐待ケースの対応状況の推移

(件)

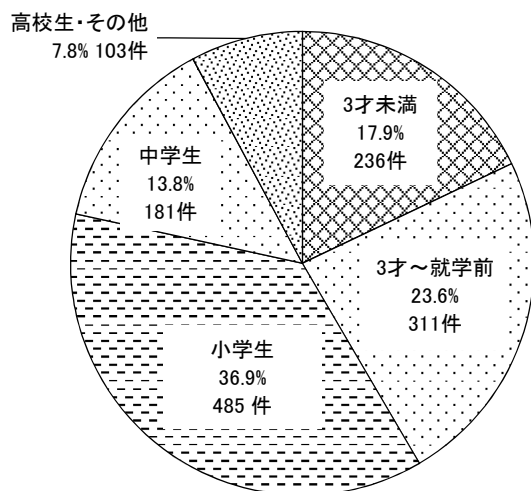
区分	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
施設入所	12	20	32	7	12	19	19	8	27	28	7	35	21	7	28
里親委託	1	12	13		3	3	3		3	4	5	9	5	1	6
児童福祉司指導措置	24	41	65	23	13	36	39	20	59	83	10	93	57	16	73
面接指導等	516	359	875	389	334	723	475	343	818	503	390	893	558	427	985
児童家庭支援センター指導			0			0			0	1		1	2		2
市町村指導委託			0			0			0	3		3	1		1
市町村送致	38	144	182	67	115	182	45	120	165	26	142	168	68	98	166
福祉事務所送致			0			0			0			0			0
訓戒・誓約	12	24	36	16	21	37	12	6	18	12	22	34	18	10	28
指定発達支援医療機関委託			0			0	1		1			0			0
その他	48	13	61	24	13	37	45	16	61	35		35	25	2	27
計	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271	755	561	1,316

④ 被虐待児童の年齢別・相談種類別の状況

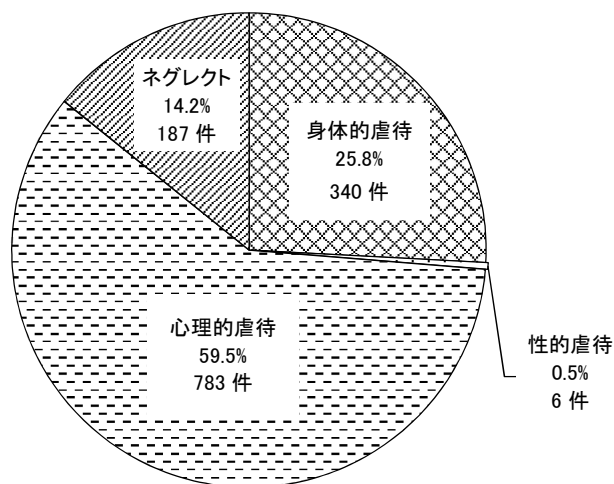
年齢別では、ほぼ例年と同じく、0歳から就学前が約4割、小学生が約4割、中学生以上が約2割である。

種類別の割合では、前年度と同様、心理的虐待が59.5%（783件）で最も多く、以下、身体的虐待が25.8%（340件）、ネグレクト（養育放棄）が14.2%（187件）、性的虐待が0.5%（6件）となっている。

（グラフ7）被虐待児童の年齢別状況



（グラフ8）被虐待児童の相談種類別状況

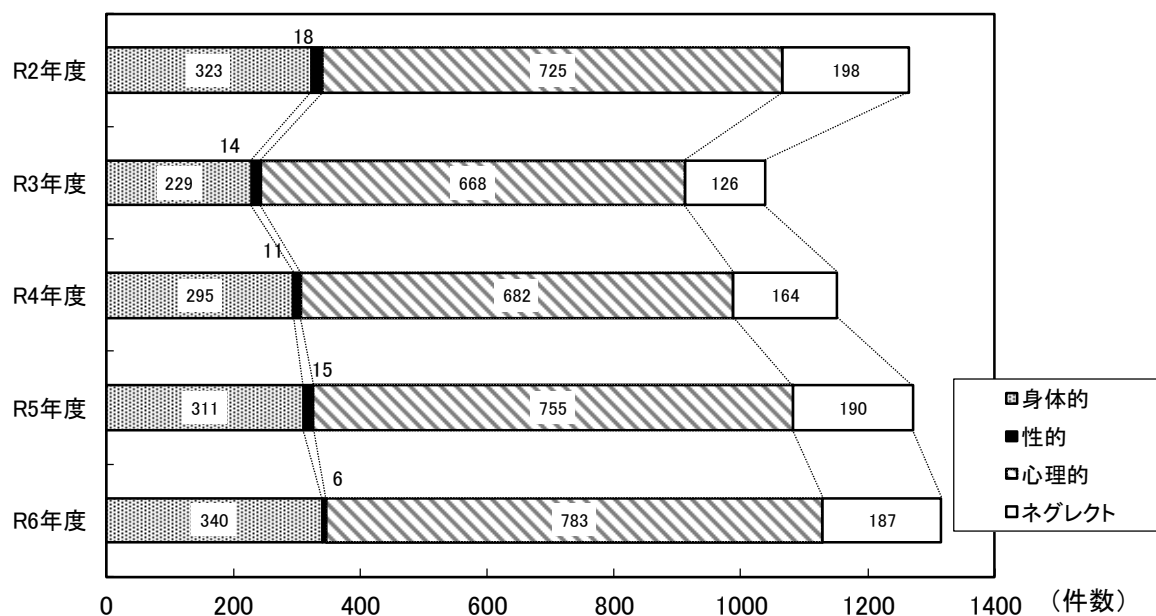


(ア) 被虐待児童の年齢別・相談種類別の状況

(件)

区 分		身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			ネグレクト			合 計		
		中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
0 ～ 3 歳 未 満		7	5	12			0	91	79	170	19	19	38	117	103	220
3 ～ 学 齢 前 児 童		19	41	60			0	83	97	180	34	25	59	136	163	299
小 学 生		80	65	145	2		2	141	109	250	42	20	62	265	194	459
中 学 生		36	26	62	8	1	9	57	39	96	16	9	25	117	75	192
高 校 生 ・ そ の 他		24	8	32	2	2	4	29	30	59	5	1	6	60	41	101
合 計	男	112	86	198	1		1	206	177	383	62	40	102	381	303	684
	女	54	59	113	11	3	14	195	177	372	54	34	88	314	273	587
	計	166	145	311	12	3	15	401	354	755	116	74	190	695	576	1,271

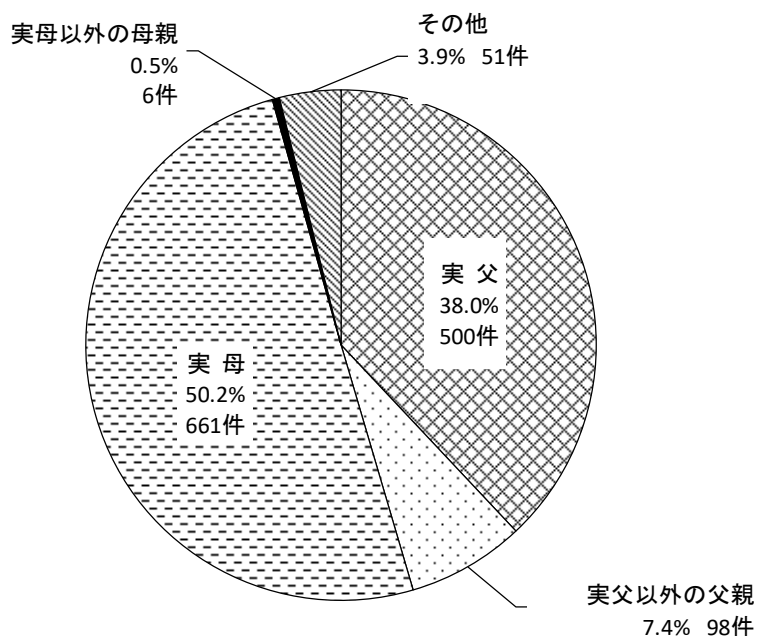
(グラフ9) 被虐待児童の相談種類別対応件数



⑤ 虐待ケースの主な虐待者

主たる虐待者では、実母が最も多く、661件(50.2%)となっている。続いて実父が500件(38.0%)、実父以外の父(養・継父等)が98件(7.4%)となっている。

(グラフ10)主たる虐待者の状況



主な虐待者の推移

区 分		実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	その他	計
R2年度	中央	282	61	294	3	11	651
	西部	236	58	290	6	23	613
	計	518	119	584	9	34	1,264
R3年度	中央	222	57	233		14	526
	西部	219	54	217	3	18	511
	計	441	111	450	3	32	1,037
R4年度	中央	272	63	289	4	11	639
	西部	230	78	181	4	20	513
	計	502	141	470	8	31	1,152
R5年度	中央	291	63	306	9	26	695
	西部	287	73	205	1	10	576
	計	578	136	511	10	36	1,271
R6年度	中央	273	60	397	2	23	755
	西部	227	38	264	4	28	561
	計	500	98	661	6	51	1,316

⑥ 虐待ケースの地域別状況の推移

(件)

区 分	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
高 松 市	536		536	438		438	551		551	550		550	615		615
丸 亀 市		227	227		145	145		167	167	1	178	179		209	209
坂 出 市		62	62		52	52		75	75		72	72		55	55
善 通 寺 市		51	51		41	41		39	39		59	59		38	38
観 音 寺 市		86	86		93	93		76	76		84	84		62	62
さぬき市	50		50	29		29	44		44	45		45	52		52
東かがわ市	23		23	11		11	8		8	25		25	23		23
三 豊 市		63	63		53	53		79	79		45	45		67	67
小 豆 郡	16		16	5		5	7		7	12		12	15		15
木 田 郡	14		14	38		38	27		27	54		54	40		40
香 川 郡			0	2		2	2		2	2		2	1		1
綾 歌 郡		61	61		80	80		37	37	3	75	78	2	69	71
仲 多 度 郡		58	58		44	44		38	38		55	55		61	61
県 外	12	5	17	3	3	6		2	2	3	8	11	7		7
不 明															
計	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271	755	561	1,316

⑦ 虐待ケースの児童福祉法第28条による措置状況の推移

(件)

区 分	法第28条第1項第1号・第2号による措置														
	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
請求件数		7	7	1	2	3	4		4	4		4	1		1
承認件数		1	1		3	3	5		5	2		2	1		1

⑧ 児童虐待防止法関係実施状況の推移

(件)

区 分		安 全 確 認	出 頭 要 求	立 入 調 査	再 出 頭 要 求	臨 検 ・ 捜 索	援 助 要 請	保 護 者 指 導 勸 告	一 時 保 護 ・ 施 設 措 置 等	親 権 喪 失 審 判	親 権 停 止 審 判	管 理 権 喪 失 審 判	全 部 制 限	面 会 制 限	通 信 制 限	住 所 情 報 の 制 限	接 近 禁 止 命 令
R2 年度	中央	651		2			3										
	西部	613					4										
	計	1,264		2			7										
R3 年度	中央	526	1	2			2										
	西部	511					1										
	計	1,037	1	2			3										
R4 年度	中央	639		1			3										
	西部	513															
	計	1,152		1			3										
R5 年度	中央	695	1	1			1										
	西部	576															
	計	1,271	1	1			1										
R6 年度	中央	755		1			4										
	西部	561															
	計	1,316		1			4										

6 一時保護施設の現況

一時保護施設は、児童の生活保全の必要性が生じたり、在宅のままでは将来健全な心身の発育上に欠損要因となるおそれのある児童について、受理会議および緊急受理会議において討議し、所長が適当と認めた場合に一時的に保護するもので、主として次の理由により保護をしている。

- 1) 緊急保護……緊急に児童の生活を守る必要があるとき。
- 2) 行動観察……児童の性格行動等の行動観察を行う必要があるとき。
- 3) 短期入所指導……心理治療の場として利用する必要があるとき。

(1) 一時保護児童の推移

一時保護児童の入所状況の推移を見ると、令和6年度は児童虐待等による緊急保護の増加にとともに、保護児童全体の延人員も増加した。一時保護委託先及び受け入れ人数枠を増加したが、一時保護施設の延人員は増加傾向にあり、平均保護日数とともに延べ日数も増加した。

昨今は、保護児のプライバシーや権利擁護の尊重を重要視しており、個室対応を基本としたため、現在の状況が入所受け入れ可能最大人数に近くなっている。

① 一時保護の推移

相 談 種 類 別			R 4 年 度			R 5 年 度			R 6 年 度		
			延人員	延日数	平均保護 日数	延人員	延日数	平均保護 日数	延人員	延日数	平均保護 日数
保 護 児 の 相 談 内 容	養 護 相 談		160 (37)	2,587 (549)	16.2 (14.8)	183 (41)	2,615 (561)	14.3 (13.7)	197 (66)	3,549 (989)	18.0 (15.0)
	再 掲	虐 待 相 談	110 (18)	1,916 (263)	17.4 (14.6)	134 (25)	2,246 (475)	16.8 (19.0)	99 (29)	1,584 (410)	16.0 (14.1)
	ぐ 犯 相 談		11 (4)	70 (32)	6.4 (8)	14 (8)	178 (93)	12.7 (11.6)	13 (5)	173 (47)	13.3 (9.4)
	触 法 相 談		8 (3)	104 (64)	13 (21.3)	6 (3)	275 (156)	45.8 (52.0)	2 (0)	106 (0)	53.0 (0)
	知的障害相談										
	性格行動相談		35 (5)	729 (50)	20.8 (10)	35 (9)	515 (246)	14.7 (27.3)	30 (7)	369 (67)	12.3 (9.6)
	不登校相談		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計			214 (49)	3,490 (695)	16.3 (14.2)	238 (61)	3,583 (1,056)	15.1 (17.3)	242 (78)	4,197 (1,103)	17.3 (14.1)
一 日 平 均 保 護 人 員					9.6 (1.9)			9.8 (2.9)			11.5 (3.0)

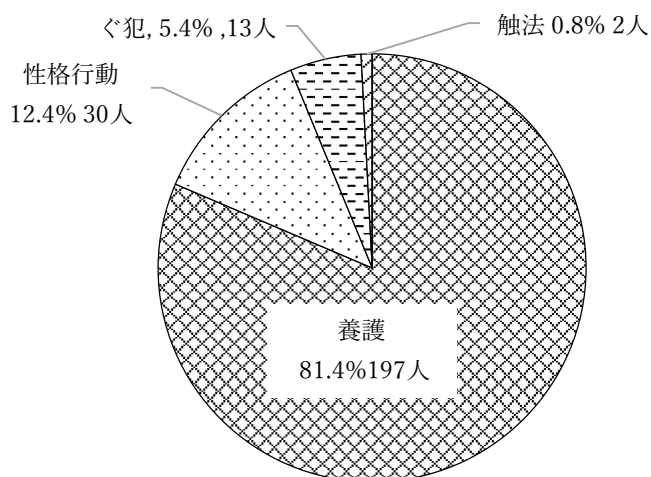
() 内の数字は西部の再掲である。

(2) 一時保護施設実施状況

① 一時保護施設児童の相談種類別状況

一時保護児童 の相談種類別	延 人 員 (C)	区 分			延 日 数 (D)	平均保護 日数 $\frac{(D)}{(C)}$
		緊急保護	受 理 保 護 観 察	短期治療		
養 護 相 談	197(66)	179(59)	18(7)		3,549(989)	18.0(15.0)
再掲 虐待相談	99(29)	94(27)	5(2)		1,584(410)	16.0(14.1)
ぐ 犯 相 談	13(5)	12(5)	1(0)		173(47)	13.3(9.4)
触 法 相 談	2(0)	1(0)	1(0)		106(0)	53.0(0)
知 的 相 談	0	0	0		0	0
性格行動相談	30(7)	29(7)	1(0)		369(67)	12.3(9.6)
不 登 校 相 談	0(0)	0(0)	0(0)		0(0)	0(0)
そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)		0(0)	0(0)
合 計 (A)	242(78)	221(71)	21(7)		4,197(1,103)	17.3(14.1)
延 日 数 (B)	4,197(1,103)	3,042(717)	1,155(386)			
平均保護日数 $\frac{(B)}{(A)}$	17.3(14.1)	13.8(10.1)	55.0(55.1)			
一日平均保護人員	11.5(3.0)	() 内の数字は西部の再掲である。				

② 相談種類別比較状況

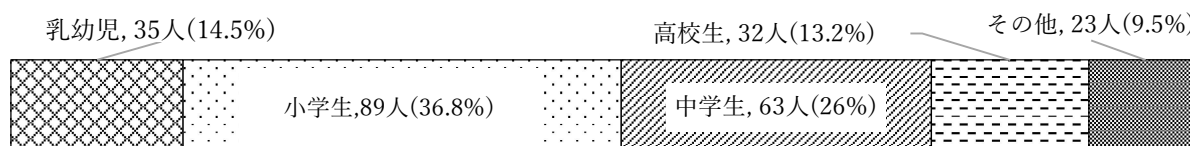


③ 入所児童年齢別・男女別状況

(人)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16以上	計
人員	2 (1)	1 (0)	1 (0)	4 (2)	9 (3)	14 (3)	13 (3)	8 (1)	8 (1)	14 (6)	12 (4)	19 (7)	26 (7)	24 (5)	21 (8)	22 (8)	44 (19)	242 (78)
内 男 女	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	3 (2)	4 (0)	3 (1)	2 (1)	4 (4)	8 (4)	5 (5)	17 (3)	8 (1)	9 (5)	5 (7)	6 (6)	79 (40)
	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	2 (2)	8 (1)	6 (3)	4 (0)	5 (0)	4 (2)	0 (0)	7 (2)	2 (4)	11 (4)	4 (3)	9 (1)	19 (13)	85 (38)

入所時の年齢。下段の数字は西部の再掲である。

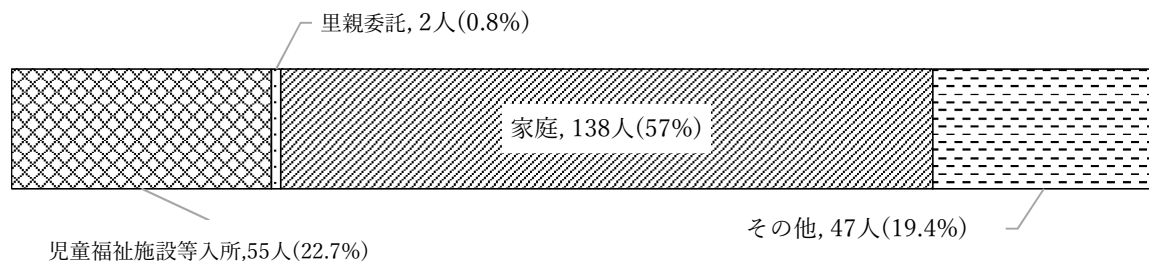


④ 一時保護児童退所状況

(人)

施設	讃岐学園	亀山学園	恵愛学園	新道学園	神愛館	みどり園	白鳥園	若竹学園	自立援助ホーム	その他	計	里親	家庭	家裁送致	その他
人数	6 (1)	13 (9)	6 (0)	20 (5)	2 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	24 (11)	2 (0)	79 (27)	2 (1)	138 (41)	1 (0)	22 (9)

下段の数字は西部の再掲である。



⑤ 一時保護児童地域別状況

(人)

市・郡	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	小豆郡	木田郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	計
人数	144	24	16	6	6	7	3	8	1	4	1	8	4	10	242

⑥ 一時保護委託状況の推移（年度中の委託解除分）

(人)

年 度	委 託 先									
	警察等	児 童 福 祉 施 設					里親	その他	計	延日数
		児 童 養 護 施 設	乳 児 院	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 障 害 児 治 療 施 設	関 係 施 設				
R2年度	83 (34)	94 (76)	24 (12)	56 (17)	12 (9)	14 (10)	149 (75)	153 (96)	585 (329)	8,341 (5,213)
R3年度	106 (30)	84 (49)	28 (11)	52 (19)	7 (5)	10 (1)	138 (63)	115 (57)	540 (235)	7,807 (4,109)
R4年度	108 (29)	87 (75)	19 (3)	47 (16)	1 (0)	3 (1)	112 (26)	61 (39)	438 (189)	6,520 (2,168)
R5年度	130 (31)	106 (65)	28 (11)	54 (10)	6 (2)	6 (2)	114 (57)	111 (64)	555 (242)	7,116 (3,168)
R6年度	124 (48)	97 (76)	43 (13)	75 (12)	4 (2)	11 (2)	153 (49)	136 (68)	643 (270)	10,172 (4,122)

() 内の数字は西部の再掲である。

令和6年度一時保護委託は643人で、昨年度に比べ、88人増加している。

⑦ 一時保護施設の年間行事及び日課

規則正しい生活習慣を身につけられるように、日課（週・日々）に従って生活している。

家庭的な雰囲気も大切にし、季節行事や誕生会等も開催している。

ア 年間行事

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	合同 防災訓練 こどもの日		七夕			ハロウィン		大掃除 クリスマス	書初め 初詣	節分	ひな祭り

イ 日課

時間	日課
6 : 45	起床・洗面・掃除
7 : 30	朝食
8 : 30	朝学（百マス計算問題等）
9 : 30	朝礼 ラジオ体操
10 : 00	学習
11 : 30	学習片付け
12 : 00	昼食 昼休み
13 : 00	学習
14 : 00	午後の日課
15 : 00	おやつ 入浴・洗濯物の片付け等 余暇
18 : 15	夕食 日記・余暇 就寝の準備
21 : 00	終礼（小学生以下消灯）
22 : 00	消灯

ウ 週間時間割

区分	午 前		午 後	
	10 : 00～11 : 30		13 : 00～ 14 : 00	14 : 00～ 15 : 00
日	ハウスタイム		ハウスタイム	
月	学 習	学 習	学 習	寮内清掃
火	学 習	野 外 活 動		
水	学 習	学 習	学 習	屋外清掃
木	学 習	学 習	学 習	図 工
金	学 習	学 習	学 習	ハウス タイム
土	写 本 視 写	写 本 視 写	ハウスタイム	

7 閉庁時の電話対応及び処理状況

児童虐待防止対策支援事業の1つとして、平成17年度より夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図っている。現在一時保護施設において、24時間・365日体制で、電話による相談の受付をしており、緊急時にも対応できる体制になっている。

(件)

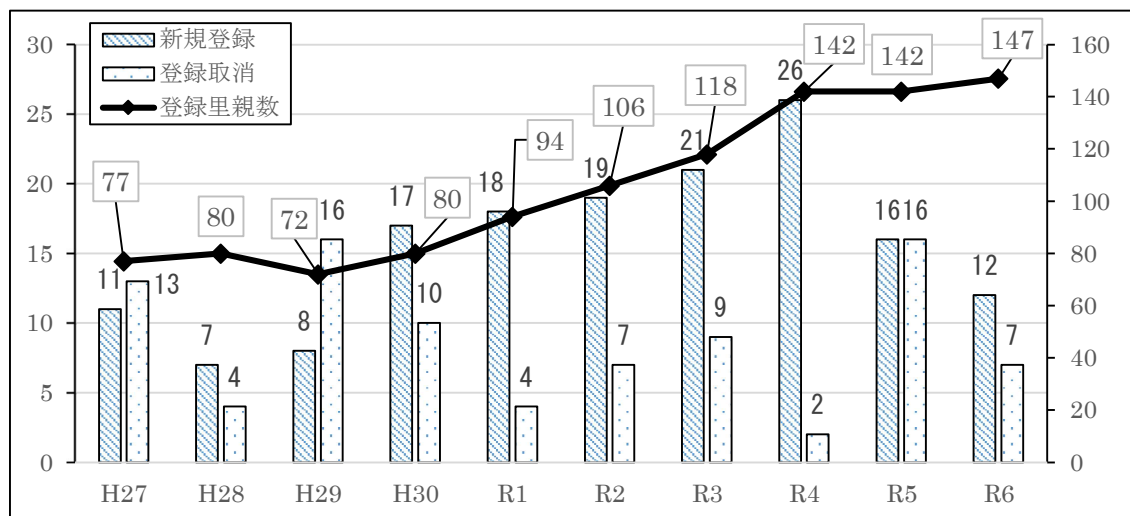
電話受付時間帯 (8:30～17:00 は 土日祝日の受付)	R5 年度		R6 年度	
	電話 件数 (件)	通話 時間 (分)	電話 件数 (件)	通話 時間 (分)
8 : 30～9 : 30	129	449	106	442
9 : 30～10 : 30	146	551	142	555
10 : 30～11 : 30	132	538	130	433
11 : 30～12 : 30	113	471	113	588
12 : 30～13 : 30	134	439	117	453
13 : 30～14 : 30	136	582	113	625
14 : 30～15 : 30	150	501	110	486
15 : 30～16 : 30	141	640	114	550
16 : 30～17 : 30	140	509	147	494
17 : 30～18 : 30	413	1,000	345	882
18 : 30～19 : 30	539	1,246	550	1,409
19 : 30～20 : 30	377	1,053	439	1,477
20 : 30～21 : 30	315	1,131	295	1,115
21 : 30～22 : 30	247	873	251	1,007
22 : 30～23 : 30	217	863	207	810
23 : 30～0 : 30	160	669	161	518
0 : 30～1 : 30	111	435	118	550
1 : 30～5 : 30	278	1,263	252	1,017
5 : 30～6 : 30	67	265	36	208
6 : 30～7 : 30	140	355	65	276
7 : 30～8 : 30	275	634	225	520
総 合 計	4,360	14,467	4,036	14,415

詳 細		R5 年度	R6 年度
内 容	養 護	5	12
	虐 待	62	69
	非 行	0	1
	育 成	3	0
	女 性	42	11
	苦 情	110	50
	相 談	378	409
	関係機関	1,256	1,159
	無 言	52	40
	取次事項	1,570	1,684
	ハ ウ ス	353	366
	そ の 他	529	235
	合 計		4,360
性 別	男	1,673	2,013
	女	2,626	1,925
	不 明	61	98
合 計		4,360	4,036
処 理 方 法	連絡事項	2,229	2,252
	指導助言	82	73
	関係機関 紹 介	84	70
	ハ ウ ス	643	589
	発 信	810	824
	そ の 他	512	228
総 合 計		4,360	4,036

8 里親・里子の現況

(1) 里親登録の状況

①登録里親数の推移



②里親の種類別登録（認定）状況

里親の区分	里親登録数 (R7.3.31現在)	R6年度	
		新規登録(認定)件数	取消件数
養育里親	101組	8組	5組
(再掲)専門里親	2組	0組	0組
養子縁組里親	46組	4組	2組
親族里親	0組	0組	0組
登録(認定)里親総数	147組	12組	7組

注) *養育里親と養子縁組里親の二重登録者は28組で登録(認定)里親実数は119組である。

*令和6年度末現在の委託里親数は27組(養育里親26組、養子縁組里親1組)である。

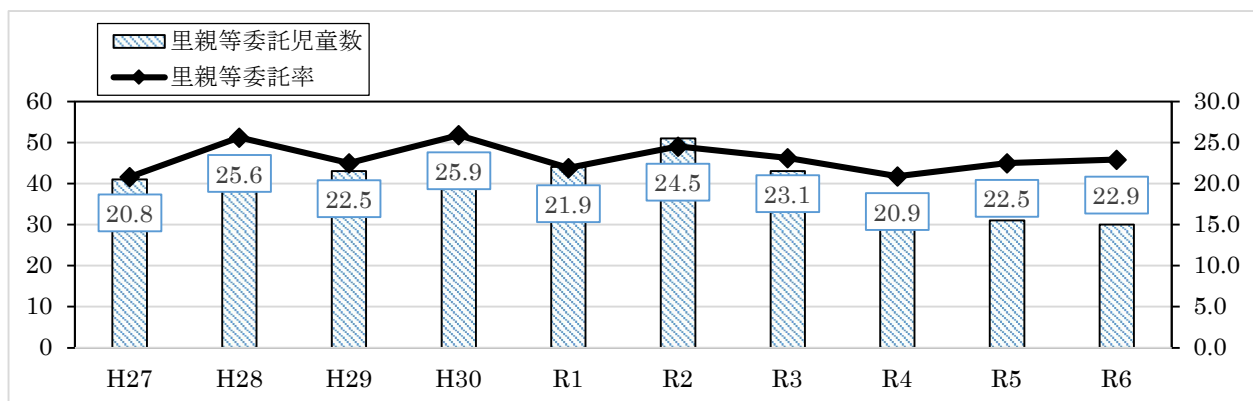
*県下のファミリーホームは3事業所で、定員は16人である。

(2) 里親委託の状況

①里親等委託児童数及び里親等委託率の推移

(人)

(%)



② 里子の性別・年齢別委託状況（R7.3.31 現在）

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
男	13	4	2	4	23
女	9	4	1	4	18
計	22	8	3	8	41

注）＊ 県外の養育里親への委託 2 人及びファミリーホームへの委託 11 人を含む

③ 里親への一時保護委託の推移

年度	委託児童数等	乳幼児	小学生以上	計	委託里親実数
4 年度	委託児童数（実数）	42	3	45	23
	委託日数（延べ）	753	59	812	
5 年度	委託児童数（実数）	46	0	46	29
	委託日数（延べ）	859	0	859	
6 年度	委託児童数（実数）	52	6	58	31
	委託日数（延べ）	1367	139	1506	

(3) 週末ファミリー事業

児童福祉施設等の入所児童が、週末や夏季休暇等連続した休暇の期間を利用して、委託家庭（週末ファミリー宅）において家庭生活を体験した。週末ファミリー（週末里親）は、申請に基づき香川県が認定・登録を行っている。

令和 6 年度の登録者は、104 組である。今年度は 3 組のファミリー宅で、4 名の子どもが 45 回、延べ 69 日の家庭生活を体験した。

(4) 里親制度普及促進事業

① 養育里親研修の実施状況

研修の区分	内 容	開催回数	参加者数	実習受入施設
基 礎 研 修	講義・演習（1 日間）	3 回	15 名	
	施設見学実習（1 日間）	3 回	15 名	一時保護所
登録前研修	講義（1 日間）	3 回	17 名	
	演習（1 日間）	3 回	17 名	
	養育実習（2 日間）	3 回	14 名	乳児院 1 児童養護施設 3
更 新 研 修	講義・演習（1 日間）	2 回	16 名	
	養育実習（1 日間）	1 回	1 名	一時保護所

＊ 研修講師：児童相談所職員、里親支援機関職員、先輩里親、養親等

② 普及啓発の状況

事業の区分	開催年月日及び内容
里親制度説明会	・年間を通じて里親支援機関が里親制度ミニ説明会を行った。 ・普及啓発 DVD 上映及び里親体験発表 R6. 10. 14：サンメッセ香川 参加者 35 名
特別養子縁組制度説明会	・特別養子縁組制度説明会を行った。 ・養子当事者による講演やグループディスカッション R7. 2. 1：香川県立文書館 参加者 31 名
パネル展示	R6. 11 月：パネル展示(高松市との共催事業)
広報誌掲載	県下全市町等に広報誌への里親制度普及啓発記事の掲載を依頼
リーフレット配布	里親委託及び里親制度の普及のためリーフレットを市町村や里親支援機関、子育て支援関連団体へ配布した。
その他	高松市内の街頭キャンペーンや丸亀国際ハーフマラソンにおいて里親制度の啓発を行った。

(5) 里親委託推進・支援等事業

① 里親サロンの開催状況

サロンの区分	開催年月日	内 容	参加者
特別養子縁組親子サロン	第 1 回 (R6. 7. 10)	養子縁組里親・里子や養親・養子等を対象に、同じ立場で安心して交流できる機会を提供し、情報交換や養育技術の向上を図ることを目的に実施。	16 名
	第 2 回 (R6. 9. 22)		25 名
	第 3 回 (R7. 1. 24)		15 名
	第 4 回 (R7. 3. 20)		33 名

* 特別養子縁組親子サロンには、里親・養親に加えて、児童相談所職員も参加している。

② レスパイト・ケア実施状況

令和 6 年度中に 6 組の里親がレスパイト・ケアを受け、7 人の里子を登録里親 7 組へ延べ 28 日間の委託をした。

③ 里親支援機関実務者会

構 成 員：乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童相談所等

実施回数：12 回

内 容：里親支援に関する情報共有、里親支援機関が実施する家庭訪問や里親サロンの企画・運営、また地域での啓発活動についての検討を行っている。

(6) 香川県里親会事務局業務

① 里親里子交流事業

開催年月日	事業内容	参加者数
R6. 6. 2 地域別里親 交流会	交流会の参加者を地域別に分けて近隣の里親・里子同士で交流をした。久しぶりに顔を合わせる子ども達も多かったが里親が同席しているためかりラックスした様子であった。	57 名
R6. 7. 27～ R6. 7. 28 防災キャンプ	災害等で避難生活を余儀なくされた場合を想定した訓練をキャンプの中で行った。各里親家庭で電気等を使用しない工夫を凝らした調理がされており、今後の参考にすることができた。	23 名
R6. 10. 6 かがわ子育て支援 フェスティバル	さぬきこどもの国で開催された行事に参加した。子ども達はワークショップに参加して工作をしたり、屋外で元気に遊んだりお弁当を食べたりして楽しんだ。	29 名

② 四国地区里親研修会

令和 6 年度は徳島県で開催され、香川県から 18 名が参加した。

開催年月日：令和 6 年 9 月 8 日

会 場：藍住町総合文化ホール

内 容：講演、情勢報告

講 演：演題「イライラしない子育て講座 ー里親活動の充実とその先にある新たな役割ー」

講 師：一般社団法人青少年養育支援センター陽氣会代表理事名古屋明誠高等学院学
院長（不登校支援相談員）ファミリーホーム陽氣道場養育者（養育里親）
杉江 健二氏

③各種研修会参加状況

- ・ 第 1 回里親会会長研修会（令和 6 年 5 月 17 日～11 日）東京都 参加者：里親 1 名
- ・ 全国里親大会（令和 6 年 10 月 12 日～13 日）福井県 参加者：里親 2 名
- ・ 第 2 回里親会会長研修会（令和 7 年 1 月 24 日）大阪府 参加者：里親 1 名

9 特別事業の現況

(1) ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業

① 趣旨

不登校の状態にある児童や不登校に至ることが心配される児童に対して、教育分野と連携しつつ、児童や家庭に対する総合的な援助をすることを目的として実施するものである。

② 事業の内容及び実施状況

ひきこもり不登校児童や不登校に至ることが心配される児童に対して、児童福祉司による指導の一環として、児童の兄または姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタル・フレンド）をその家庭に派遣し、児童の話し相手や遊び相手になる等ふれあいを通じて児童の福祉の向上を図った。

ア メンタル・フレンド登録者

20 名（男性 4 名、女性 16 名）

イ メンタル・フレンド在学または所属先

香川大学（大学院含む）：11 名 四国学院大学：7 名 社会人：2 名

ウ メンタル・フレンド派遣対象児童

(人)

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	計
男				1				1					2
女						2			1				3

エ 活動状況

月 1 回、2 時間程度の活動で、活動回数は 39 回であった。

そのうち、研修会・活動報告会を下記のとおり実施した。

回数	開催年月日	参加人数(人)	内 容
1	R6. 11. 16	5	メンタルフレンド事前研修 経験者談話 不登校、引きこもりについての講義、グループワーク

(2) 児童虐待防止相談機能強化事業

① 趣旨

児童虐待が複雑多様化する中、児童に関わる各分野の職員を対象に、児童虐待に対する専門性の向上や対応力の強化のため、研修会を開催するものである。

② 事業の内容及び実施状況

児童福祉・教育に関連する職場に従事する人を対象に、外部講師を招いて研修会を開催した。

—講演—

日時 令和6年10月26日 9時30分～12時30分

テーマ 児童養護施設における暴力問題の理解と対応：基本的な考え方を学ぶ

講師 佐々木 大樹 氏（東海学園大学准教授）

参加者 54名

10 家庭支援相談事業等の現況

(1) 家庭支援電話相談（子どもと家庭の電話相談）事業

家庭や地域での児童の養育機能の低下などにより、児童に関する問題が複雑・多様化している。そこで、子どもや家庭等の悩みや問題等に対し、専門電話による相談を通じて早期に適切な援助を行うことを目的とする家庭支援電話相談を行っている。

ア 電話相談受付状況の推移（年度・月別受付状況）

(件)

	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度		
内訳	相談 件 数	無言・ いた ず ら	受付 総 件 数	相談 件 数	無言・ いた ず ら	受付 総 件 数	相談 件 数	無言・ いた ず ら	受付 総 件 数	相談 件 数	無言・ いた ず ら	受付 総 件 数	相談 件 数	無言・ いた ず ら	受付 総 件 数
件数	626	127	753	537	173	710	459	141	600	481	128	609	477	133	610

イ 相談年齢別内訳の推移

(件)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
乳 幼 児	126(20.1)	126(23.5)	96(20.9)	134(27.9)	148(31.0)
小 学 生	225(35.9)	136(25.3)	154(33.6)	135(28.1)	126(26.4)
中 学 生	117(18.7)	104(19.4)	100(21.8)	95(19.8)	98(20.5)
高 校 生	65(10.4)	101(18.8)	64(13.9)	61(12.7)	58(12.2)
そ の 他	93(14.9)	70(13.0)	45(9.8)	56(11.6)	47(9.9)
計	626(100.0)	537(100.0)	459(100.0)	481(100.0)	477(100.0)

(注) () 内は%

ウ 相談種類別内訳の推移

(件)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
養 護 相 談	20(3.2)	13(2.4)	32(7.0)	26(5.4)	7(1.5)
保 健 相 談	19(3.0)	14(2.6)	13(2.8)	22(4.6)	10(2.1)
障 害 相 談	28(4.5)	23(4.3)	44(9.6)	42(8.7)	41(8.6)
非 行 相 談	13(2.1)	17(3.2)	15(3.3)	8(1.7)	6(1.3)
育 成 相 談	301(48.1)	254(47.3)	231(50.3)	241(50.1)	267(56.0)
そ の 他	245(39.1)	216(40.2)	124(27.0)	142(29.5)	146(30.6)
計	626(100.0)	537(100.0)	459(100.0)	481(100.0)	477(100.1)

(注) () 内は%

エ 電話相談内容（性別・年齢層・相談者・対応方法）

TEL：862-4152 受付分

内訳	性別		対象年齢層					相談者					対応方法					
	男	女	乳	小	中	高	そ			本人（18歳未満）	本人（18歳以上）	そ	専	関	面	助	児	そ
	性	性	児	生	生	生	他	父	母			他	門	係	接	言	童	の
													相	先		指	福	の
													談	紹		導	祉	の
														介			司	
																	引	
																	継	他
計(件)	267	210	148	126	98	58	47	42	309	17	45	64		36		376	65	
比率 (%)	56	44	31	26.4	20.5	12.2	9.9	8.8	64.8	3.6	9.4	13.4		7.5		78.8	13.6	

オ 電話相談内容（相談種類別）

TEL：862-4152 受付分

内訳	虐	養	保	肢	視	言	重	知	発	ぐ	触	性	不	適	し	そ	
	待	護	健	体	聴	語	症	的				格	登		つ	の	計
				不	覚	発	心	障				行					
				自	障	達	身					動	校	性	け	他	
				由	害	害	害	害	達	犯	法						
計(件)		7	10			1		1	39	6		125	24	3	115	146	477
比率 (%)		1.5	2.1			0.2		0.2	8.2	1.3		26.2	5	0.6	24.1	30.6	100.0

(2) 嘱託弁護士相談

平成 27 年度より 1 名の嘱託弁護士が、また令和元年度からは、中央に 3 名、西部に 1 名の嘱託弁護士が非常勤で配置された。これにより毎週月曜日から金曜日までの間、中央と西部のいずれかの弁護士に相談できる体制が整った。内容は、児童相談における法的対応についての助言をはじめ、法第 28 条申請等の書類作成や援助方針会・虐待受理会等における助言など多岐にわたり、ケースワークに活かされている。

(3) 児童家庭専門家相談

児童虐待対応や援助困難ケース等について、医師、臨床心理士、元児童相談所職員等（計 3 名に委嘱）から助言、SV を受けることで、迅速かつ適切な対応を図っている。

(4) 児童養護施設等援助困難事例検討会

平成 14 年度から児童養護施設等の援助困難事例を募り、スーパーバイザーによる助言を受けることにより、入所児童や保護者に対する施設職員の援助技術の向上を図っている。

開催年月日	テーマ	講師	参加人数(人)
R6. 8. 26	子どもの権利擁護と職員の 入所児支援で悩んだ場面	龍谷大学教授 森田喜治 氏	26 人

11 児童虐待問題対策

(1) 市町要保護児童対策地域協議会

令和6年度末現在、「要保護児童対策地域協議会」は全市町に設置されている。代表者会議、実務者会議を始め、個別ケース検討会議に出席し、個別支援を市町と連携して行った。

中央は、高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町の3市4町、西部は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾川町、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町の5市5町を管轄している。

(2) 児童虐待対応力強化研修

児童や家庭への適切な対応を行うため、児童虐待事例への対応力の強化のための研修を実施するとともに、児童虐待防止に精通した専門家を助言者に迎えて事例検討を実施した。

回数	開催年月日	内容
第1回	R6. 8. 21	一時保護時の司法審査に関する研修
第2回	R6. 12. 18	事例検討

(3) 保護者カウンセリング事業

児童虐待を行った保護者等に対し、精神科医（3名に委嘱）や臨床心理士（3名に委嘱）によるカウンセリング等を実施し、児童虐待の再発防止を図っている。

(4) 保護者等指導・支援事業

児童虐待により施設入所等となった児童と保護者の家族再統合に向け、必要と認められるケースについて児童福祉司等が家族再統合プログラムを作成し、児童と保護者双方への支援を行っている。多角的な見地に基づく効果的な家族再統合プログラムの作成に向け、児童福祉司等が精神科等の医師（3名に委嘱）や臨床心理士（2名に委嘱）から内容に係る助言を受けるとともに、精神科医や臨床心理士が保護者等に対するカウンセリング等を実施することで、家族再統合を図っている。

(件)

年 度 区 分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	中央	西部	中央	西部	中央	西部	中央	西部	中央	西部
家族再統合プログラム 実施件数	61	72	82	87	98	54	141	62	130	65

※ 当該年度中に新たにプログラムを開始した件数。

12 香川県児童福祉審議会児童相談部会の開催

回数	開催年月日	審 議 事 項 等
1	R6. 6. 10	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 3件 2 被措置児童等虐待に関する報告案件 3件 3 法第28条による申立に関する報告案件 1件 4 令和5年度第3回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 71件
2	R6. 10. 21	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 3件 2 被措置児童等虐待に関する報告案件 1件 3 令和6年度第1回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 72件
3	R7. 2. 17	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 4件 2 第2期社会的養育推進計画案に関する審議案件 1件 3 被措置児童等虐待に関する報告案件 1件 4 令和6年度第2回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 63件

13 関係機関との連携

子どもや家庭が抱える問題は複雑・多様化しており、関係機関の連携によるネットワーク構築とその活用による援助が必要となっている。令和6年度においても各関係機関との情報交換会等を開催し、互いの組織の役割や機能について理解を深め、情報の共有を図りより良い連携ができる体制づくりを行った。

(1) 警察と児童相談所の情報交換会

児童虐待・非行・女性相談における警察との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化するために情報交換会を開催した。

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R6. 9. 4	① 子ども女性相談センターにおける児童虐待・非行・女性相談の対応状況について ② 警察署における児童虐待・非行・女性相談の対応状況について ③ 一時保護に伴う司法審査の概要等について ④ 児童通告書、児童通告通知書の記載内容について	28

・R6. 10. 29 警察と児童相談所等による児童虐待事案対応合同訓練

目 的：児童虐待事案について更なる連携の強化と児童の安全確認及び安全確保を最優先とした現場対応能力向上を図る。

場 所：県警察学校

内 容：立入調査、臨検・捜索を想定した訓練及び実施後の検討会

参加機関：高松地方検察庁、県警察本部、各警察署、高松市、県教育委員会、県子ども家庭課、児童相談所

(2) 教育委員会と児童相談所の情報交換会

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R6. 8. 23	① 児童相談所における児童虐待・非行対応等の現状について ② 児童相談所一時保護所における児童指導・教育の現状について ③ 子ども女性相談センター女性課におけるDV対応の現状について ④ 児童虐待の疑いが学校で発見された際の初期対応について ⑤ 司法面接・代表者聴取を念頭においた対応について ⑥ 一時保護・一時保護委託中の児童の教育権の保障について	33

(3) 児童虐待事件等に関する司法機関との連携

児童福祉法 28 条の申立てや特別養子縁組、非行事案等への対応、児童虐待事案の司法面接の実施など、児童相談所と司法機関との連携は非常に重要である。また、一時保護時の司法審査の導入にあたり、円滑かつ適切な制度運用に向け、関係裁判所との事前協議を行うなど、調整及び連携強化を図った。

○家庭裁判所と児童相談所の実務担当者連絡会

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R6. 6. 28	児童福祉法関係事件及び特別養子縁組事件に関して共有すべき事項	19

○少年保護関係機関と家庭裁判所との連絡協議会

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R6. 11. 8	少年の更生に資する連携の在り方について	20

○高松地方検察庁との連携

平成 26 年度に始まった高松地方検察庁との連携では、処分前カンファレンスや司法面接を実施したほか、平成 30 年度から実施している司法面接プロジェクトチーム会議では司法面接の運用や課題について検討した。

- ・逮捕事案に関する処分前カンファレンスの実施
- ・司法面接の実施
- ・司法面接プロジェクトチーム会議の開催 (①R6. 5. 22 ②R6. 10. 16 ③R7. 2. 21)

(4) 見学研修の受入

各関係機関と相互にそれぞれの役割の理解を深めスムーズな連携が図れるように、関係機関からの見学研修について依頼に応じて積極的に受け入れた。

警察、医療機関、児童福祉施設職員、大学生などを対象に年間7回行った。

14 職員研修の状況

回数	開催年月日	研修内容	講 師
1	R6. 4. 2 R6. 4. 15	令和6年度人事異動に伴う実務研修	所長、各課長ほか
2	R6. 12. 4	個人情報保護と記録	子ども女性相談センター 次長（兼）相談支援課長 藤原 誠
3	R6. 12. 15	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（研修報告）	子ども女性相談センター 主任 溝端 由香里 主任技師 佐野 由希子
4	R7. 1. 8	事例検討「施設入所児童のアセスメントと支援」	子ども女性相談センター 次長（兼）相談支援課長 藤原 誠
5	R7. 3. 15	所長等講話	子ども女性相談センター 所長 有岡 光子 ほか

15 地域連携支援の現況

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正に伴い、県（児童相談所）と市町の役割が明確化されたことを踏まえ、それぞれが役割・責務を理解し、適切な協働・連携が図られるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等を推進するための地域連携体制づくりに取り組むことを目的とし、平成 29 年 4 月に地域連携支援室を設置した。

地域連携支援室では、市町への事案送致・指導措置委託に関連する業務を行うとともに、要保護児童対策調整機関の調整担当者や児童福祉司等を対象とした研修を企画・実施することにより児童相談所職員と市町職員の専門性向上を図っている。また、市町等からの依頼を受け、児童の福祉に関する助言や援助、会議運営等に関する助言、テーマに応じた研修講師の派遣等も行い、地域の支援力の向上に努めている。

また、令和 3 年度から地域連携支援室が各市町へ積極的に向かい、相談・助言を行うため、「アウトリーチ型市町支援事業」を実施している。また、令和 5 年度から市町が自らお互いの自治体の意見交換がしやすいように、「出前講座」や「市町連絡会」を開催している。

(1) 事案送致・指導措置委託の状況

香川県が作成した「虐待事案に係るアセスメントシート」及び「一時保護に係る緊急度アセスメント票」を活用し、緊急性がなく、市町による対応が可能、あるいは市町による対応が望ましい事案については、市町担当部署と事前協議を踏まえた上で事案送致及び指導措置委託を行っている。

<総数>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	8	0	140	27	33	0	208
指導措置委託	0	0	0	0	1	0	1

※指導措置委託：当該年度新規ケース数

<中央>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	6	0	57	14	9	0	103
指導措置委託	0	0	0	0	1	0	1

<西部>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	2	0	83	13	7	0	105
指導措置委託	0	0	0	0	0	0	0

(2) 義務研修の実施状況 ※各研修において科目が重複する場合があります、日程が重複している。

研修区分	開催時期	受講者数 (部分受講含む)	修了者数
要保護児童対策調整機関 の調整担当者研修	5月28日、6月4日、11日 7月2日、23日、30日 (計6日間)	41名	20名
児童福祉司任用前研修	※受講対象者なし		
児童福祉司任用後研修	6月11日 7月9日、23日、30日、 8月20日、27日、9月3日 (計7日間)	19名	13名
児童福祉司任用資格認定 講習会	6月4日、11日、25日 7月9日、23日、30日 8月20日 (計7日間)	2名	2名

(3) 地域連携支援室主催の研修の実施状況

研修区分	開催時期・内容	参加人数
保護者指導・支援力向上 研修会	10月4日、11月22日 「～愛着や親子の関係性に光をあてて支援のあり方 を見立てる～」 講師 四国こどもとおとなの医療センター 児童心療内科・児童心療精神科医長 牛田 美幸 氏	延べ50名

(4) 研修会講師助言者派遣状況

開催年月日	研修会名等	研修テーマ	対象者	参加 人員
R6.5.14	東かがわ市要保護児童対策地域 協議会代表者会議	「子どもを取り巻く状況と 課題」要対協の役割と課題	代表者会構成メ ンバー	33名
R6.6.27	綾川町要保護児童対策地域協議 会代表者会議	「要保護児童対策地域協 議会～本当の連携～」	代表者会構成メ ンバー	16名
R6.9.11	三木町民生・児童委員協議会	「全国及び香川県の子ど もの虐待防止対策につい て」	三木町民生・児童 委員協議会メン バー	60名

開催年月日	研修会名等	研修テーマ	対象者	参加 人員
R6. 10. 11	高松市（こども家庭センター）	「事例検討会」①（講師）	高松市健康増進課	40 名
R6. 10. 30	高松市（こども家庭センター）	「事例検討会」②（講師）	高松市健康増進課	40 名
R6. 11. 6	高松市立牟礼中学校（人権学習）	「子どもの人権問題」	牟礼中学生	15 名
R6. 11. 15	児童養護施設 恵愛学園	「施設内虐待防止（子どもの権利擁護）と効果的な支援について」	恵愛学園職員	30 名
R7. 1. 16	香川大学法学部「少年法」特講	「児童相談所・児童自立支援施設の役割」	法学部学生	79 名
R7. 2. 18	児童養護施設 恵愛学園	「虐待防止・権利擁護について」Part2	恵愛学園職員	25 名
R7. 3. 4	児童養護施設 讃岐学園	「施設内虐待防止（子どもの権利擁護）について」	讃岐学園職員	25 名
R7. 3. 21	県子ども家庭課	令和 6 年度児童福祉施設等中堅・ベテラン職員研修会及び基幹的職員・個別対応職員研修会	児童福祉施設職員	4 名
R7. 3. 22	香川県里親会一里親サロン（社会福祉法人恵愛事業団）	「虐待防止と権利擁護について」	里親会・支援機関構成メンバー	11 名

(5) アウトリーチ型市町支援状況

市町の相談支援力向上を図ることを目的に、県内全市町に対しアウトリーチによる支援を本格運用している。

要保護児童対策地域協議会運営に係る支援 （代表者会議、実務者会議、進行管理会、受理会への同席等）	72 回
ケースに係る支援 （家庭訪問や面接への同席、ケース会議への同席等）	53 回
研修・講演会の実施 （市町のニーズに応じた研修、スキルアップ研修等）	3 回
その他 （事例検証、マニュアル作成への助言、その他業務相談）	8 回

市町がお互いの自治体の取組や情報交換、意見交換ができるように、市町連絡会議と出前講座を開催した。

内容	開催時期	参加人数 (延べ人数)
子ども家庭相談に関する市町連絡会	7月16日、11月12日（計2回）	43名
市町子ども家庭相談支援力向上に係る出張講座	全県域 5月22日、2月12日（計2回）	全県域 61名
	東讃地域 6月19日、9月11日、12月11日（計3回）	東讃地域 26名
	西讃地域 8月7日、10月23日、1月15日（計3回）	西讃地域 45名

(6) 施設連絡会開催の状況

児童を措置している児童福祉施設等と連携を密にするため、施設連絡会を開催した。

開催年月日	施設名	議 題	参加人数
R6. 5. 21	亀山学園	・ケースの運営指針について（各施設共通議題） ・援助指針の子ども・保護者との共有 ・措置延長について ・施設で問題が起こった際の入所の制限について ・刑事訴訟法改正後の司法面接予定児童の一時保護の対応	67人
R6. 6. 12	讃岐学園	・ケースの運営指針について（各施設共通議題） ・児童相談所の業務の説明	53人
R6. 6. 26	恵愛学園	・ケースの運営指針について（各施設共通議題） ・保護者支援について（子どもの送迎について・保護者同士のつながりのあるケースについて）	48人
R6. 7. 17	若竹学園	・ケースの運営指針について（各施設共通議題） ・入所前提の一時保護の受け入れについて ・入所前の情報提供・入所児童への支援の在り方・ケースワーカーの在り方について	21人

開催年月日	施設名	議 題	参加人数
R6. 9. 24	神愛館	・ケースの運営指針について（各施設共通議題） ・一時保護委託児童の PCR 検査について ・ショートステイ受け入れ再開の見通しについて ・神愛館と児童相談所との連携について	26 人
R7. 1. 29	斯道学園	・ケースの運営指針について（各施設共通議題） ・斯道学園と保護者との情報共有について	30 人
R7. 2. 10～ R7. 2. 26 (計 4 日間)	県下各自立援助ホーム・ ファミリーホーム (「歩」 除く)	・各施設見学及び現状と課題について	47 人

(7) 実習生の受入れ状況

大学において社会福祉を学び、社会福祉士等の取得を目的とする実習生を受け入れた。

受入日	大学名	実習科目	受入人数
R6. 8. 1～ R5. 9. 5	徳島文理大学	児童相談所業務全般(子どもハウスを含む)	1 名
R6. 8. 16～ R6. 9. 19	高知県立大学	同上	1 名
R6. 8. 16～ R6. 8. 29	四国学院大学	同上	1 名

(8) 児童福祉施設等指導監査補助の状況

子ども家庭課が行う、児童福祉施設等指導監査において、処遇面の監査補助を行った。

実施年月日	施設名	施設種別	備考
R6. 9. 5	みなと	ファミリーホーム	
R6. 9. 11	Cheerful Tree	ファミリーホーム	
R6. 10. 8	おひさま荘	自立援助ホーム	
R6. 10. 8	Nature	自立援助ホーム	
R6. 10. 16	恵愛学園	児童養護施設	
R6. 10. 22	若竹学園	児童心理治療施設	

実施年月日	施設名	施設種別	備考
R6. 10. 30	讃岐学園	児童養護施設	
R6. 11. 11	こんぴら鞆橋荘	自立援助ホーム	
R6. 11. 26	亀山学園	児童養護施設	
R6. 12. 3	歩　～AYUMI～	自立援助ホーム	
R6. 12. 3	響　～HIBIKI～	自立援助ホーム	
R6. 12. 3	サクラ	ファミリーホーム	
R6. 12. 6	斯道学園	児童自立支援施設	相談支援課職員が実施
R6. 12. 10	ひいらぎ	自立援助ホーム	
R7. 1. 17	神愛館	乳児院	

女 性 相 談 部 門

第3 女性相談の概要・業務実績

1 業務の内容

(1) 相談

配偶者等からの暴力や、性暴力、人間関係、経済問題など様々な事情により、女性が日常生活又は社会生活を円滑に営む上で抱える問題について、来所、電話、メール、法律相談により相談に応じている。支援対象者の人権や意思を尊重しながら、よりよい支援に努めている。

(2) 一時保護

保護することが必要な女性及び同伴家族については一時保護を行い、安全、安心な生活環境を提供するとともに、今後の生活の方向性や問題解決等について支援を行っている。

また、同伴児童に対して学習支援や余暇支援、保育を実施している。

(3) 医学的又は心理学的援助

本人の同意を得たうえで医学的、心理的なアセスメントを行うなど心身の健康状態の把握に努め、必要に応じて医療機関への受診やカウンセリングなどの心理的援助を行っている。

また、同伴児童に対しても心理支援員による面接やプレイセラピーを実施し、同伴児童の心のケアを含めた援助を行っている。

(4) 女性自立支援施設「玉藻寮」(旧婦人保護施設)

一時保護を行った女性のうち、引き続き援助が必要な女性は、本人の意思に基づき女性自立支援施設「玉藻寮」において、自立に向けた支援を行っている。

また、退所にあたっては、「退所者アンケート」を実施し、サービスの質の向上を図っている。

(5) 自立支援及び関係機関との連絡調整

自立して生活することを支援するため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行っている。

(6) アフターケア

一時保護及び女性自立支援施設施設入所者については、退所前に支援調整会議個別ケース検討会議を開催するなどにより、必要に応じて地域の関係機関と退所後の支援方針や役割分担について共有するなどしている〔連携先：各市町の女性相談支援員・家庭児童相談員・ケースワーカー、警察、母子生活支援施設、障害福祉サービス等事業所、児童相談所等〕。

また、必要に応じて当センターの職員が、退所者の電話・来所相談、裁判所や弁護士事務所への付き添い、退所後の居住地への訪問、種々の問題解決のための関係機関との連絡・調整などを行っている。

(7) 啓発活動

広く県民に女性相談や女性支援事業について理解を深めてもらうため、女性相談カードや配偶者からの暴力防止リーフレットの配布、関係機関等の講師派遣、市町の発行する広報誌への掲載依頼、街頭キャンペーンなどにより、啓発活動に努めている。

また、若年層に理解を深めてもらうために、要請のあった高校等にデートDV予防の出前講座を実施している。

(8) 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能

配偶者等からの暴力被害者の相談や緊急一時保護、自立支援などの業務を行っている。

2 女性相談支援員等の配置状況

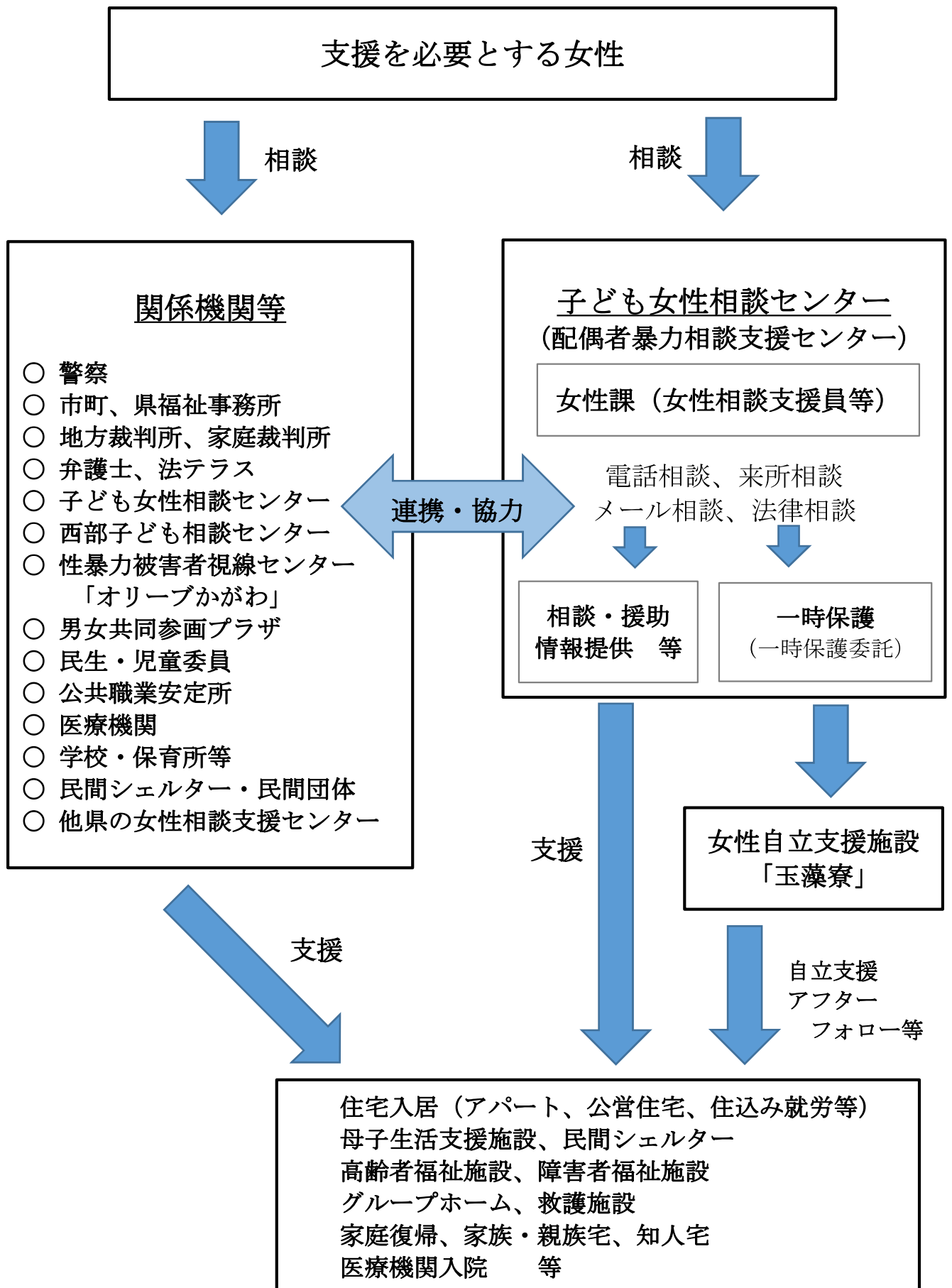
女性相談支援員等は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う。

※ 困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

（令和7.4.1現在）

県市別	人員	勤務場所	所在地	電話番号	管轄区域
県	3 (女性相談支援員)	香川県子ども女性相談センター 女性課	〒760-0004 高松市西宝町 二丁目6-32	(087) 862-8861 相談電話 (087) 835-3211	県全域
	1 (女性相談担当)	東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	〒769-2401 さぬき市津田町 津田930番地2	(0879) 29-8253	香川郡 木田郡
	1 (女性相談支援員)	中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課	〒763-0082 丸亀市土器町 東八丁目526	(0877) 24-9960	仲多度郡 綾歌郡
	1 (女性相談支援員)	小豆総合事務所 保健福祉課	〒761-4121 小豆郡土庄町 湊崎甲2079-5	(0879) 62-1373	小豆郡
市	3 (女性相談支援員)	高松市福祉事務所 こども女性相談課	〒760-8571 高松市番町 一丁目8番15号	(087) 839-2384	高松市
	2 (女性相談支援員)	丸亀市福祉事務所 子育て支援課 こども家庭センター	〒763-8501 丸亀市大手町 二丁目4-21	(0877) 23-2201	丸亀市
	1 (女性相談支援員)	坂出市福祉事務所 こども課	〒762-8601 坂出市室町 二丁目3-5	(0877) 44-5027	坂出市
	4 (女性相談支援員)	善通寺市福祉事務所 子ども課	〒765-8503 善通寺市文京町 二丁目1-1	(0877) 63-6365 相談電話 (0877) 63-6371	善通寺市
	2 (女性相談支援員)	観音寺市福祉事務所 こども家庭課 (こども家庭センター)	〒768-8601 観音寺市坂本町 一丁目1-1	(0875) 23-3957	観音寺市
	1 (女性相談支援員)	さぬき市福祉事務所 子育て支援課	〒769-2395 さぬき市寒川町 石田東甲935-1	(0879) 26-9905 相談電話 (0879) 26-9933	さぬき市
	2 (女性相談支援員)	東かがわ市福祉事務所 こども家庭課 (こども家庭センター)	〒769-2701 東かがわ市湊1847-1	(0879) 26-1229	東かがわ市
	1 (女性相談支援員)	三豊市福祉事務所 子育て支援課 (こども家庭センターないろ)	〒767-8585 三豊市高瀬町 下勝間2373番地1	(0875) 73-3016 相談電話 (0875) 73-3665	三豊市

3 女性支援事業の経路



4 相談事業の現況

(1) 受付状況

① 相談主訴別・形態別受付状況

相談主訴 相談形態	人間関係										経済関係			医療関係			住 居 問 題	婦 女 交 遊	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	5 条 違 反	ス ト ー カ ー 被 害	人 身 取 引	(件)							
	夫婦		子ども		親族		交際相手		その他	男 女 問 題	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職 他	病										精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産	そ の 他				
	夫 等 か ら の 暴 力	妻 ・ 夫 等 の 他 の 問 題	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	親 か ら の 暴 力	そ の 他 の 暴 力	暴 行 か ら の 交 際 手 の 暴 行	交 際 手 の 暴 行																					そ の 他 の 交 際 手			
4年度	来 所	(2)	189	6	4		25	3	3	2	3	13	1	1	2		2		3	6			2		265							
	電 話	(6)	791	43	138	32	4	157	23	194	21	39	91	4	226	10	4	2	5	18	4,784	9	5	15	12		6,796					
	その他	(10)	42<21>	2	2<2>			18<17>					10<10>		1				100								175<50>					
5年度	計	(3)	1,022	51	138	38	4	157	26	197	23	42	114	9	5	227	11	6	2	5	18	4,886	9	5	18	18		7,236				
	来 所	(3)	225	6	2	3	1	(1)37	5	5	17	4	16		1	9		1	6					1	2		4		1	346		
	電 話	(10)	885	37	136	(1)20	(1)4	(1)220	30	(1)152	89	39	94	6	1	(1)229	38	4	5	11	4,866	5	(1)66	4	17	3	16		8	7,125		
6年度	その他	(4)	57<33>	1	4	1<1>	1	7<1>	1	3<3>	2<2>	6<6>			2	7<7>					1<1>										94<55>	
	計	(17)	1,167	44	142	24	6	140	35	158	109	45	116	6	1	232	54	4	5	12	4,873	5	66	5	19	3	21		9	7,565		
	来 所		196	18	3	9	3	1	35	9	5	2	1	6		1	7	7	1		1	3			9				2	319		
6年度	電 話	(17)	836	1	65	184	33	2	114	155	40	170	25	3	40	33	9	9	292	24	4	6	8	26	3,075	14	23	17	62		13	5,284
	その他	(1)	43<35>	4	2<1>	1		12<6>	3<2>	1	2<1>		1<1>			5<3>						2<2>			1<1>	6<6>						83<58>
	計	(18)	1,075	1	87	189	43	5	115	202	176	29	4	40	40	9	10	304	31	5	6	8	26	3,076	19	23	18	77		15	5,886	

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。＜＞内はメール以外の相談 再掲、（ ）内は妻からの暴力 再掲

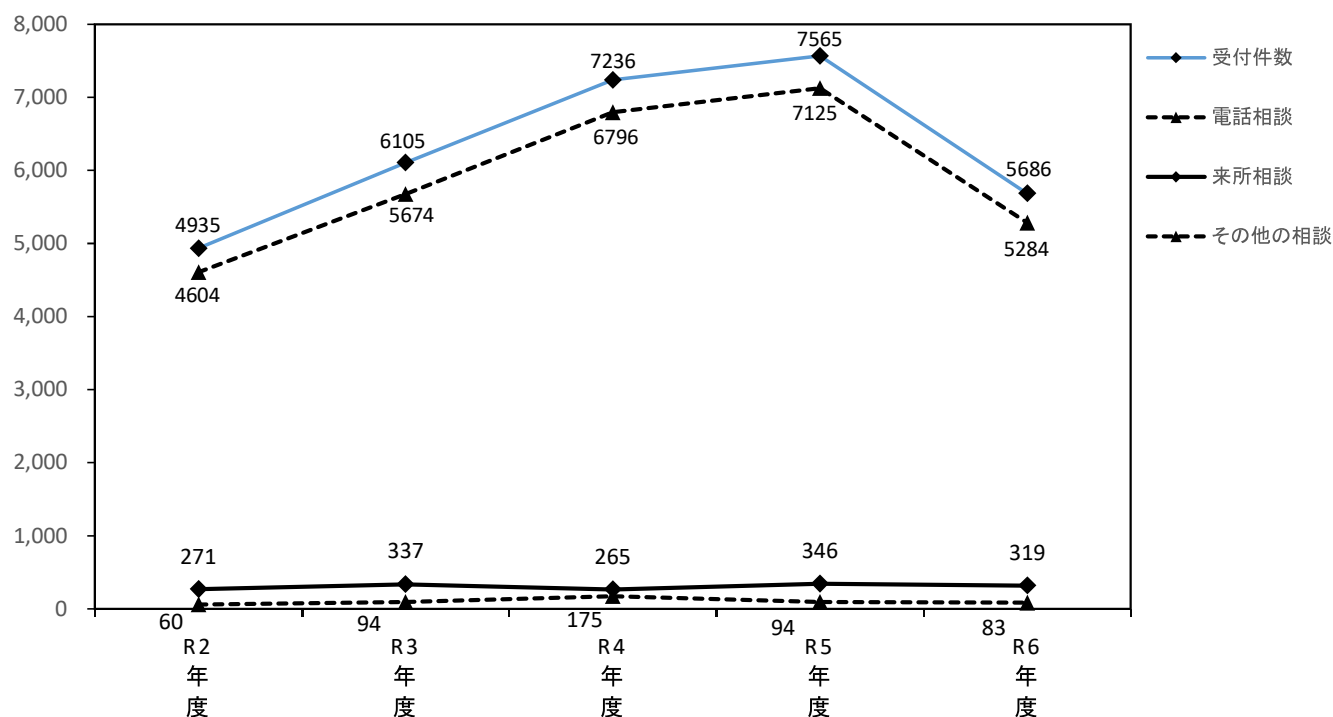
令和6年度の相談主訴別受付件数は、5,686件であった。

来所相談では、「夫等からの暴力」196件（61.4%）が最も多い。次に「親からの暴力」35件（11.0%）と続く。

電話相談では、「精神的問題」3,075件（58.2%）が最も多い。次に「夫等からの暴力」836件（15.8%）、「人間関係その他」292件（5.5%）と続く。

② 相談件数の推移

(相談件数)



③ 相談経路別受付状況の推移

(件)

経路		本人自身	警察関係	法務関係	支援のセクスタ相談	女性相談支援員の	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療関係	教育関係	労働関係	民間シエルター	知人縁故関係	その他	計
年度	相談形態															
R4年度	来所相談	226	6			1		30	1					1		265
	電話相談	6,223	99	16	2	83	88	140	9	21	16		12	61	26	6,796
	その他の相談	169<46>					1<1>	1<1>		2<2>				2		175<50>
	計	6,618	105	16	2	84	89	171	10	23	16		12	64	26	7,236
R5年度	来所相談	280	4			4	1	49	2					5	1	346
	電話相談	6,464	117	49	4	123	54	173	7	24	6		8	49	47	7,125
	その他の相談	86<47>						4<4>	2<2>	2<2>						94<55>
	計	6,830	121	49	4	127	55	226	11	26	6		8	54	48	7,565
R6年度	来所相談	265		2		1		47			1		1	2		319
	電話相談	4,714	84	46	4	77	41	181	3	21	12	1	5	48	47	5,284
	その他の相談	66<41>					1<1>	11<11>		2<2>	1<1>				2<2>	83<58>
	計	5,045	84	48	4	78	42	239	3	23	14	1	6	50	49	5,686

※「その他の相談」はEメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はEメール以外の相談 再掲

④ 年齢別相談受付状況

(件)

区 分	18歳未満	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
来所相談	3	12	54	79	102	40	21	8	319
電話相談	13	36	752	414	1,245	897	1,408	519	5,284
その他の相談	1<1>		17<14>	30<25>	22<12>	8<5>	2	3<1>	83<58>
計	17	48	823	523	1,369	945	1431	530	5,686

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

⑤ 地域別相談受付状況

(件)

区 分	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	不 明	計
来所相談	194	28	10	3	2	14		8	2	12		13	9	20	4	319
電話相談	1,370	257	839	15	192	46	14	504	7	50		63	203	1,047	677	5,284
その他の相談	62<53>		1	3	1	2			2	2	1	1	3<3>	2<2>	3	83<58>
計	1,626	285	850	21	195	62	14	512	11	64	1	77	215	1,069	684	5,686

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(2) 対応状況

(件)

処理状況 年度	助 言	他の相談機関を紹介													そ の 他	一 時 保 護	計
		警 察	支 援 の セ ン タ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員 の	福 祉 事 務 所	医 療 機 関	法 務 関 係	男 女 共 同 参 画 相 談	支 援 暴 力 被 害 者	セ ン タ ー 包 括 支 援	地 域 包 括 支 援	児 童 相 談 所	面 会 交 流 セ ン タ ー	民 間 シ ェ ル タ ー	そ の 他		
来所相談	141			3			4	1		1	1				112	56	319
電話相談	4,421	45	5	50	9	13	19	2	1	17	6	2		19	675		5,284
その他の相談	48<34>			3			1			1				2	28<24>		83<58>
計	4,610	45	5	56	9	13	24	3	1	19	7	2		21	815	56	5,686

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(3) 外国人からの相談受付件数

(件)

	R4年度		R5年度		R6年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	9	15	4	11	5	8
電話相談	10	85	11	42	9	20
その他の相談	3<3>	9<9>	1<1>	1<1>	1<1>	1<1>
一時保護	4	5	1	3	0	0

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(4) 「女性のための法律相談」実施状況

子ども女性相談センターで受付けた、悩みを抱える女性並びに女性相談支援員等関係者からの相談に対し、無料で適切な助言を行うことを目的とし、「女性のための法律相談」を平成18年度から開催している。

相談の内容は、夫等からの暴力による離婚問題・男女問題・生活の行き詰まり等の問題に対し、弁護士が応じている。

開催日程：原則は第3月曜日の13:30～15:30

開催場所：香川県子ども女性相談センター

実施回数：年間12回（1回の予約は4名まで受付）

利用者数：令和6年度 36名

① 相談者の状況 (件)

区分	相談者本人のみ	家族本人等	相談者の親のみ	他相談関係者の本職人と	職員のみ	他相談関係者の女性	関係機関の職員のみ	計
R6年度	28	6		2				36

② 地域別受付状況 (件)

区分	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	小豆郡	木田郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	不明	計
R6年度	21	1	1			3			1	2	1	3	3		36

③ 年代別内訳 (件)

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
R6年度	1	4	9	16	5	1		36

④ 法律相談を知ったきっかけ (件)

区分	女性相談電話	来所相談	他の相談機関	広報やちらし等	インターネット	知人・親類等	よるセンター職員に情報提供に	その他	不明	計
R6年度	10	10	2		5	6	1	2		36

⑤ 主たる相談内容

(件)

区分	離婚問題	夫等との問題	(養育困難・その他) 子どもの問題	(親との問題) (暴力など)	男女問題	住宅問題	(経済・借金関係) (サラ金・借金問題)	(経済・その他) (経済関係)	(医療・出産等) (妊娠・療養関係)	その他	計
R6年度	25	5	1	1	0	0	2	1	0	1	36

(5) 研修会実施状況

① 香川県女性相談支援員等研修会

対象者：女性相談支援員、女性相談担当者等

回数	年月日	研修内容	助言者	参加者
1	R6. 6. 26	女性相談支援員等初任者研修	講師：高松市こども女性相談課 係長 秋山 洋子 氏 その他、女性課職員が担当	22名
2	R6. 7. 17	事例検討会	助言者： 香川県子ども女性相談センター 所長 有岡 光子	28名
3	R6. 11. 11	事例検討会	助言者： 香川こだま学園 園長 増本 一浩 氏 (子ども女性相談センター元所長)	27名

② DV専門研修会

対象者：女性相談支援員、その他関係機関職員

開催年月日	研修内容	講師	参加者
R6. 12. 10	DVと児童虐待の関係性と支援策 ～少しのSOSに気付くために～	立命館大学院非常勤講師 DV加害者プログラムNOVO 伊田 広行 氏	56名

③ DV・児童虐待対応連携強化研修会

対象者：女性相談支援員、その他関係機関職員

※ DV専門研修会と合同開催

(6) 普及啓発活動

① 講師派遣実施状況

開催年月日	テーマ	対象者	参加人数
R6. 6. 19	児童虐待・DVへの理解と対応	法務局人権擁護事務担当職員	25名
R6. 7. 10	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	観音寺総合高校3年生	231名
R6. 10. 23	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	石田高校1年生、3年生、教職員	206名
R6. 12. 2	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	守里会看護福祉専門学校看護学科1年生	12名
R6. 12. 9	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	丸亀少女の家	15名
R7. 2. 19	支援活動員継続研修／デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	かがわ被害者支援センター支援活動員	16名
R7. 2. 26	土庄町配偶者暴力（DV）防止研修会／ デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	土庄町虐待防止等ネットワーク協議会関係者	18名

② DV防止街頭キャンペーン（児童虐待・里親啓発も同時に実施）

高松市と合同で、香川県警察音楽隊の演奏及び啓発グッズを配布する街頭キャンペーンを実施、51名が参加した。

日 時 令和6年10月31日（木）

場 所 高松丸亀町壺番街前ドーム広場、丸亀町・兵庫町・片原町商店街

③ DV防止啓発パネル展示（児童虐待防止も同時に実施）

DV防止について、一般県民の理解を深めるためにパネル展示を行った。

日 時 令和6年11月15日（金）～11月21日（木）

場 所 瓦町フラッグ 市民交流プラザ

④ じんけんフェスタ2024

DV及びデートDV防止について、一般県民の理解を深めるためにパネル展示及び啓発グッズの配布を行った。

日 時 令和6年12月7日（土）～8日（日）

場 所 高松丸亀町壺番街前ドーム広場

⑤ 「女性に対する暴力をなくす運動」パープルライトアップセレモニー及び性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」街頭キャンペーン（協力）

男女参画・県民活動課主催のキャンペーンに協力し、啓発グッズを配布した。

日 時 令和6年11月12日（火）

場 所 高松丸亀町壺番街前ドーム広場

5 女性支援事業の現況

(1) 入所者相談数

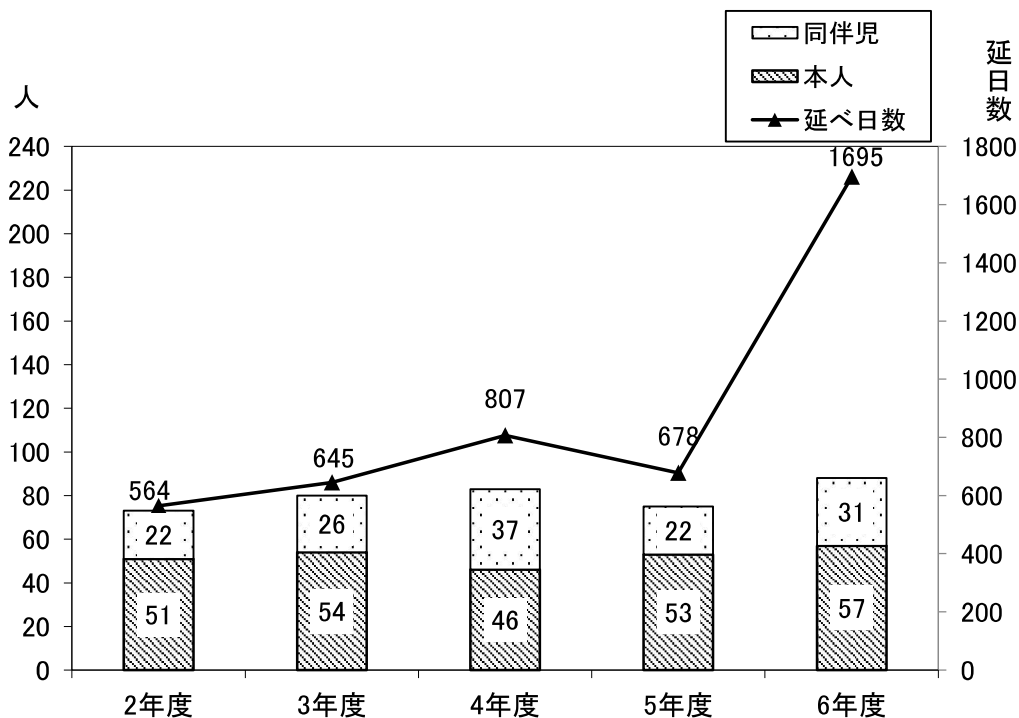
(件)

		R4年度			R5年度			R6年度		
入所者相談	面 接	2,675	5,682		1,899	4,248		2,308	5,268	
	電 話	1,875			1,469			1,858		
	訪問・同行等	1,132			880			1,102		

(2) 一時保護の状況

① 延人員及び延日数の推移

区分	R4年度						R5年度						R6年度					
	延人員			延日数			延人員			延日数			延人員			延日数		
本 人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計
	26	20	46	225	187	412	41	12	53	380	100	480	42	15	57	501	393	894
同伴児	37			395			22			198			31			801		
計	83			807			75			678			88			1695		



令和6年度の一時保護人数は、延人員（本人）57人、一時保護延日数（本人）894日。
 一時保護入所理由としては、「夫等の暴力」25人（43.9%）が最も多い。
 年齢別保護人数では、20歳代が18人（31.6%）、30歳代が14人（24.6%）、50歳代が9人（15.8%）で、71.9%を占めている。

② 一時保護所入所理由

(件)

区分 年度	人 間 関 係											経済関係				医療		住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	ストーカー被害	人身取引	計					
	夫等			子ども		親族		交際相手		その他の者の暴力	男女問題	家庭不和	その他	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他									病 気	妊娠・出産	精神的問題・その他		
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	夫等のその他	子どもからの暴力	子どもからのその他	親からの暴力	その他の親族の暴力	親族のその他																				交際相手からの暴力	その他
R4年度	29				3		6		1	1		4											2							46
R5年度	24				1		5	3	2	9		2			3					1			1		2					53
R6年度	25			1	3		10	4	1	1		1		2	1								8							57

③ 経路別受付状況

(件)

区分 年度	本人自身	警察関係	法務関係	支援の女性相談	他の女性相談支援員の	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	知人縁故関係	その他	計
R4年度	6	27		1	4	3	2		2				1	46
R5年度	10	33			2	1	7							53
R6年度	20	24			2	2	8						1	57

④ 対応状況

(件)

区分 年度	施女性自立支援	家庭復帰	縁故者引き取り	アパート等入居	就労（住宅付）	福祉事務所送へ	入院	移送	他県の女性相談センターへ送へ	母子生活支援施設へ入所	その他の関係	計	次年度へ継続
R4年度	19	15	7	2						2		45	1
R5年度	22	14	6	3			1			4	1	51	2
R6年度	8	16	7	16			4			1	4	56	1

⑤ 年齢別入所件数

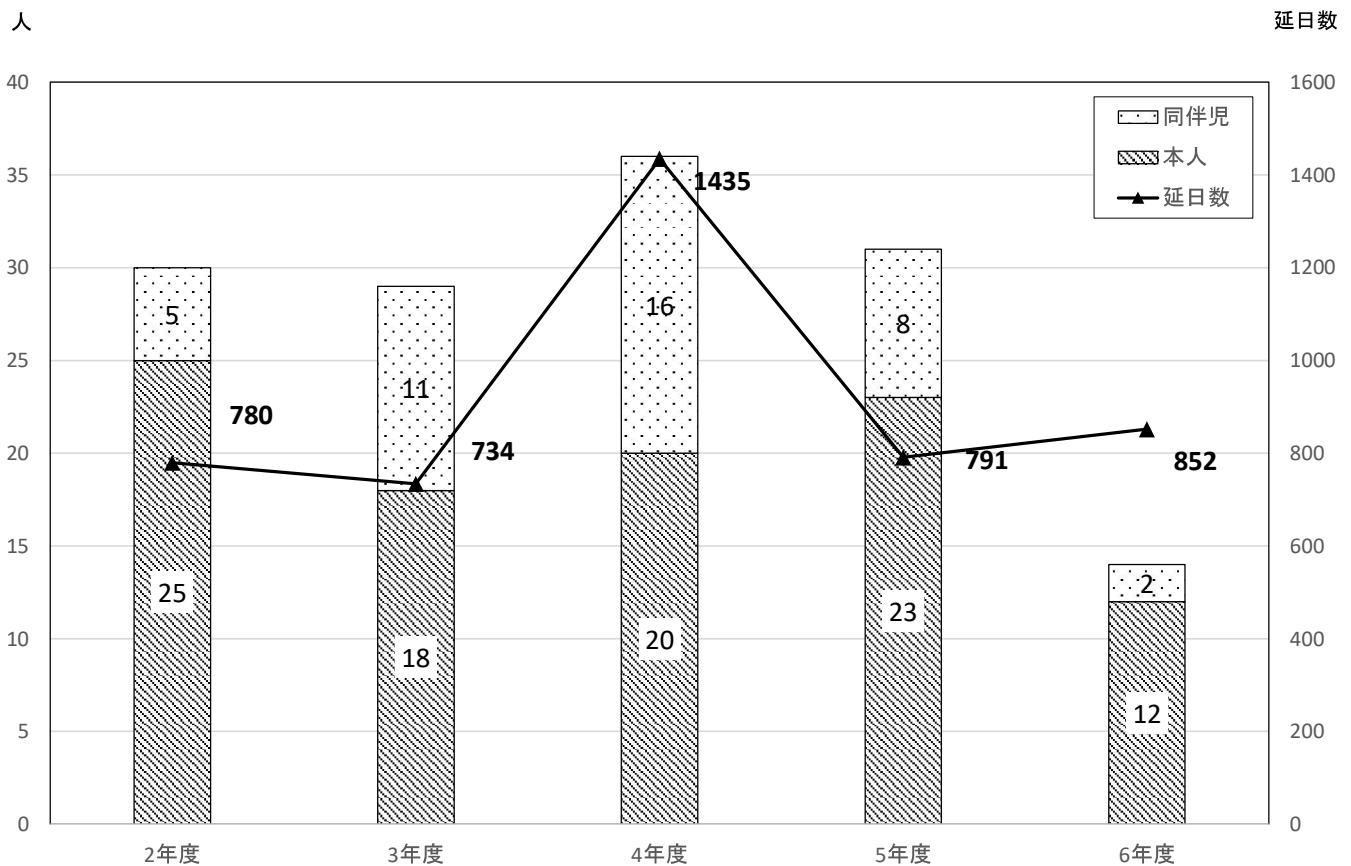
(件)

年代	18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	総計
R6年度		5	18	14	6	9	4	1		57

(3) 女性自立支援施設「玉藻寮」の状況

① 実人員及び延日数の推移

区分	R4年度						R5年度						R6年度					
	実人員			延日数			実人員			延日数			実人員			延日数		
本 人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計
	12	8	20	427	331	758	19	4	23	482	103	585	11	1	12	489	121	610
同伴家族	16			677			8			206			2			242		
計	36			1435			31			791			14			852		



令和6年度の女性自立支援施設「玉藻寮」入所状況については、実人員（本人）が12人、延日数は610日であった。入所理由は「親の暴力」が5件（41.7%）で最も多い。

② 入所理由

(件)

区分 年度	人間関係										経済関係				医療	住	帰	売	不	妊	家	ス	人	計
	夫等	子ども	親族		交際相手		その他	男	女	その他	生	借	求	その他	病	居	住	春	純	娠	庭	ト	身	
	夫等 の暴力	子ども の暴力	親 の暴力	その他の 親族からの 暴力	親 族その他	交 際 相手 からの 暴力	交 際 相手 その他	その 他の 者の 暴力	問 題	他	活 困 窮	金 ・ サラ 金	職	他	気	題	先 なし	強 要	異 性交 遊	・ 出 産	不 和	ー カ ー 被 害	取 引	
R4年度	12		2					4									2							20
R5年度	11		1	2		3		1			1					1	1	2						23
R6年度	2		5	1		1										1	2							12

③ 対応状況

(件)

区分 年度	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	ア パ ー ト 等 入 居	就 職 (住 宅 付)	入 院	施 母 子 設 入 所 援	施 他 の 社 会 福 祉	そ の 他	計	次 年 度 へ 継 続
R4年度	2	2	10	1		1	3		19	1
R5年度		1	14			1	1	2	19	4
R6年度			6	1	1		1	1	10	2

④ 年齢別入所件数

(件)

年代	18歳 未満	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	総計
R6年度		1	6	2	2	1				12

(4) 入所利用者への心理学的援助実施状況

(件)

区 分			配偶者等からの 暴力被害者		交際相手からの 暴力被害者		左記以外の 入所者		総件数
入 所 相 談	一 時 保 護	実人員	20		0		21		41
		面接	43	50	0	0	18	44	94
		検査	7		0		2		
		グループ	0		0		24		
	入 所 保 護	実人員	2		1		6		9
		面接	5	6	6	6	30	31	43
		検査	1		0		1		
		グループ	0		0		0		
	同 伴 児 支 援	実人員	10		0		2		12
		プレイ	64	77	0	0	2	3	80
		面接	5		0		0		
		検査	3		0		0		
		母親面接	4		0		0		
		親子合同面接	1		0		1		

(5) 入所利用者に対する健康教育

実施目的：退所後の健康管理及び生活の自立の為

対 象 者：一時保護及び女性自立支援施設を利用された女性のうち、保健師による健康状況把握により、特に知識の習得や実践が必要と思われる人

実施方法：実施内容や対象人数により、保健師及び栄養士が個別又はグループで実施

実技指導、講話、ビデオ、その他パンフレットなどの教材を取り入れた健康教育

実施内容及び結果：

回数	内容	職種別の実施回数		保健師		栄養士	
	健康教育の実施内容	実施回数	参加延人員	実施回数	参加延人員	実施回数	参加延人員
1	入所者に対する健康教育 (生活習慣病・妊産婦保健指導・ 感染症・避妊・婦人科疾患・ア レルギー等)	2	2	8	8		
2	同伴児童に関わる健康教育 (乳幼児保健指導、離乳食アレ ルギー等)			3	3		
3	育児指導 (授乳・沐浴)						
4	調理実習						
計		2	2	11	11		

6 配偶者からの暴力相談受付件数の状況

(1) 受付状況

① 年度別推移

(件)

	4年度	5年度	6年度
来所	(2) 189	(3) 225	196
電話	(6) 791	(10) 885	(17) 836
その他	(2) 42<21>	(4) 57<33>	(1) 43<35>
相談受付 合計	(10) 1,022	(17) 1,167	(18) 1,075
実人員 (人)	(10) 519	(10) 539	(11) 521

② 暴力種別受付状況

(件)

年度	4年度	5年度	6年度
身体的暴力	(6) 555	(14) 604	(15) 590
精神的暴力	(4) 443	(1) 479	(3) 442
性的暴力	3	8	13
その他の暴力 ※	14	41	19
不明	7	(2) 35	11
計	(10) 1,022	(17) 1,167	(18) 1,075

※その他の暴力:生活費を渡さない、
収入をすべて取り上げるなどの経済的暴力等

③ 年齢別受付状況

(件)

	4年度				5年度				6年度			
	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計
18歳未満									1	2		3
18～20歳未満		2		2	3	3		6	1	4		5
20歳代	(1) 24	(2) 79	8<5>	(3) 111	27	104	5<4>	136	18	119	10<10>	147
30歳代	43	(2) 211	8<5>	(2) 262	41	147	19<10>	207	55	(5) 189	18<16>	(5) 262
40歳代	(1) 75	(1) 171	13<2>	(2) 259	(3) 83	(6) 236	(3) 23<12>	(12) 342	75	(7) 182	(1) 10<6>	(8) 267
50歳代	29	89	8<7>	126	44	128	6<5>	178	27	128	3<3>	158
60歳代	9	44	1<1>	54	19	50	3<2>	72	11	34	1	46
70歳代	5	34	1<1>	40	2	36		38	4	35	1	40
80歳代	1	4		5		4		4		8		8
不明	3	(1) 157	(2) 3	(3) 163	6	(4) 177	(1) 1	(5) 184	4	(5) 135		(5) 139
計	(2) 189	(6) 791	(2) 42<21>	(10) 1,022	(3) 225	(10) 885	(4) 57<33>	(17) 1,167	196	(17) 836	(1) 43<35>	(18) 1,075

④ 経路別受付状況

(件)

	4年度				5年度				6年度			
	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計
本人自身	(2) 168	(3) 435	(2) 38<19>	(7) 641	(3) 193	(6) 541	(4) 53<29>	(13) 787	164	(10) 521	(1) 32<24>	(11) 717
警察関係	4	65		69	2	(1) 68		(1) 70		41		41
法務関係		10		10		48		48	1	33		34
他の女性相談支援センター		1		1		3		3		3		3
他の女性相談支援員		45		45	4	88		92	1	41		42
福祉事務所		52		52		12		12		20	1<1>	21
他の相談機関	16	(1) 91	1<1>	(1) 108	22	(2) 66	2<2>	(2) 90	28	(4) 94	8<8>	(4) 130
社会福祉施設等	1	5		6	2	6	2<2>	10		2		2
医療機関		11	1<1>	12		5		5		9		9
教育機関		11		11		2		2		5		5
知人・縁故者		(2) 37	2	(2) 39	2	(1) 28		(1) 30	1	(3) 33		(3) 34
その他		28		28		18		18	1	34	2<2>	37
計	(2) 189	(6) 791	(2) 42<21>	(10) 1,022	(3) 225	(10) 885	(4) 57<33>	(17) 1,167	196	(17) 836	(1) 43<35>	(18) 1,075

⑤ 地域別受付状況

(件)

		高松	丸亀	坂出	善通寺	観音寺	さぬき	東かがわ	三豊	小豆	木田	香川	綾歌	仲多度	不明	県外	計
4年度	来所	123	(1)12	5	(1)5	1	10	1	7	2	9		8	3		3	(2)189
	電話	(1)449	(2)36	20	(1)17	20	(1)36	8	32	14	15		34	18	75	(1)17	(6)791
	その他	(1)27<18>	1<1>			1<1>	2	2		1			1<1>	5	(1)2		(2)42<21>
	計	(3)599	(2)49	(3)25	22	22	48	11	39	17	24	0	43	26	(3)77	20	(10)1022
5年度	来所	(1)146	13	16	(2)5	1	6	2	8	1	3	1	7	3	2	11	(3)225
	電話	(3)422	41	62	(4)19	24	29	22	22	8	(1)26	5	41	18	(2)88	58	(10)885
	その他	(4)46<30>	4	2<1>	1<1>		1	1				1				1<1>	(4)57<33>
	計	(8)614	58	80	(6)25	25	36	25	30	9	(1)29	7	48	21	(2)90	70	(17)1167
6年度	来所	125	12	7		1	10		3	1	5		12	7	3	10	196
	電話	(4)413	(3)66	22	(1)8	19	27	3	(5)16	2	27		(2)44	30	(2)87	72	(17)836
	その他	(1)36<32>			2	1							1	3<3>			(1)43<35>
	計	(5)574	(3)78	29	10	21	37	3	19	3	32		(2)57	40	(2)90	82	(18)1075

その他はメール、訪問等での相談を含む。①②③④のく>内はメール以外の相談 再掲、()内は妻からの暴力 再掲

(2) 保護命令

① 配偶者からの暴力に関する保護命令申立て事件の裁判所からの書面提出請求件数 (件)

区分 \ 年度	R4年度	R5年度	R6年度
来所相談ケース	1	3	3
入所相談ケース	4	4	5
その他	2	1	2
計	7	8	10

② センターが関わった保護命令の発令状況 (件)

		保護命令発令件数						却 下	取 下 げ	不 明	相 談 総 件 数	合 計
		内訳（重複）										
		接 近 本 人	接 近 子 ど も	接 近 親 族	電 話	退 去						
R4年度	来所											2
	入所	2	2	2	2	2	1				2	
	その他											
R5年度	来所	1	1	1	1	1			1	3(2)	5	11
	入所	5(1)	5	2	2	4	1				5(1)	
	その他	1	1	1		1					1	
R6年度	来所	3	3	1	1	3	2				3	8
	入所	4	4	3		4	2		1		5	
	その他										0	

※ () 内は、書面提出なし再掲

(3) 配偶者からの暴力による被害者の保護状況

① 一時保護所入所ケースの状況

ア 一時保護件数

区分 \ 年度	配偶者暴力被害者一時保護件数(A) (件)			総一時保護件数 (B) (件)			割合 (A)/(B)
	単身	母子	計	単身	母子	計	
R4年度	11	18	29	26	20	46	63%
R5年度	14	10	24	41	12	53	45%
R6年度	15	10	25	42	15	57	44%

イ 年齢別状況

(件)

区分 \ 年度	18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R4年度			6	11	7	2	3	29
R5年度			8	7	2	4	3	24
R6年度			6	7	4	6	2	25

ウ 主な暴力の種類

(件)

区分 \ 年度	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	その他の暴力	計
R4年度	18	11			29
R5年度	19	5			24
R6年度	17	8			25

エ 経路別受付状況

(件)

区分 年度	本人 自身	警 察	法 務 関 係	支 援 セ ン タ ー	他 の 女 性 相 談 員	女 性 相 談 支 援 員	他 の 相 談 機 関	福 祉 事 務 所	教 育 関 係	知 人 縁 故 関 係	そ の 他	計
R4年度	4	17		1	4	2					1	29
R5年度	3	18			1		2					24
R6年度	9	13			1		2					25

オ 地域別受付状況

(件)

区分 年度	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	計
R4年度	18	1	1		1	2		4				1		1	29
R5年度	9	3	2	2		1		2		2		2		1	24
R6年度	12	1	1			3		2				5		1	25

カ 入所期間の状況

区分 年度	人員	延日数	1人当り 平均日数
R4年度	29	264	9.1
R5年度	24	224	9.3
R6年度	25	440	17.6

キ 同伴家族のうち同伴児童の状況

＜女性相談支援センター一時保護所に入所した同伴児＞

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R4年度	35	37	94%	380	395	96%
R5年度	18	22	82%	158	198	80%
R6年度	22	31	71%	598	801	75%

＜児童相談所一時保護所に入所した同伴児＞

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R4年度	9	9	100%	86	86	100%
R5年度	3	3	100%	6	6	100%
R6年度	2	5	40%	41	153	27%

ク 対応状況

(件)

区分 年度	施女性 設自立 入支 所援	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	アパート入居		施母 子 設生 活支 所援	施他 の 設社 会福 所祉	入 院	移福 祉 事 務 送所	就 労 (住宅付)	他 県 移 送	そ の 他	計	次 年 度 へ 継 続
				公 営	民 営									
R4年度	11	10	5		2								28	1
R5年度	10	6	5		1		1						23	1
R6年度		5	4		10	1	1	2				2	25	

② 女性自立支援施設「玉藻寮」入所ケースの状況

ア 入所件数

区分 年度	配偶者暴力の被害者入所件数 (A) (件)			総入所件数 (B) (件)			割合 ((A)/(B))
	単身	母子	計	単身	母子	計	
R4年度	4	8	12	12	8	20	60%
R5年度	8	3	11	19	4	23	48%
R6年度	1	1	2	11	1	12	17%

イ 年齢別状況

(件)

区分 年度	18歳未満	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R4年度			3	4	2	2	1	12
R5年度			2	2	2	3	2	11
R6年度			1			1		2

ウ 主な暴力の種類

(件)

区分 年度	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	その他の暴力	計
R4年度	7	5			12
R5年度	7	4			11
R6年度	1	1			2

エ 地域別受付状況

(件)

区分 年度	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	計
R4年度	6	1			1	2		1						1	12
R5年度	4	1	1	1		1		2		1					11
R6年度	1							1							2

オ 入所期間の状況

区分 年度	人員	延日数	1人当たり 平均日数
R4年度	12	401	33.4
R5年度	11	344	31.3
R6年度	2	135	67.5

カ 同伴家族のうち同伴児童の状況

＜玉藻寮に入所した同伴児＞

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R4年度	16	16	100%	677	677	100%
R5年度	6	8	75%	156	206	76%
R6年度	2	2	100%	242	242	100%

＜児童相談所一時保護所に入所した同伴児＞

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R4年度	3	3	100%	140	140	100%
R5年度	1	1	100%	6	6	100%
R6年度	0	0		0	0	

キ 対応状況

(件)

区分 年度	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	アパート入居		施 母 子 設 生 活 支 所 援	移 支 他 援 セ ン タ ー の 女 性 相 談 送 へ	入 院	就 労 （ 住 宅 付 ）	施 他 の 設 入 福 祉 社	そ の 他	計	次 年 度 に 継 続
			公 営	民 営								
R4年度	2	1	1	5	1			1			11	1
R5年度				8	1						9	2
R6年度				1						1	2	

7 女性保護事業後援団体

香川県女性福祉促進協議会

(1) 活動状況

○ 令和6年度 研修会

内 容 「自立相談支援センターたかまつの支援について」

講師 自立相談支援センターたかまつ

主任相談支援員 津田 理子 氏

日 時 令和6年10月1日(火)

場 所 香川県社会福祉総合センター 第1 中会議室

業 務 概 要

令和 7 年度版（令和 6 年度実績）

発行 香川県子ども女性相談センター
760-0004 香川県高松市西宝町二丁目 6 番 32 号
TEL 087-862-8861 FAX 087-862-4154
E-mail kodomo@pref.kagawa.lg.jp
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomo/kj-soudan/kfvn.html>

香川県西部子ども相談センター
763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地
TEL 0877-24-3173 FAX 0877-58-3722
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomo/seibu/kfvn.html>